
令和3年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和3年9月6日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月6日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鍮水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長			吉松 浩君

監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長			大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 義信君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。5番、岩淵和明議員の発言を許可します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて皆さん、おはようございます。トップバッターを務めさせていただきます、5番、岩淵和明です。

今日は、コロナ対策関係及び市内の空き家問題について、2つに絞って御質問させていただきます。

まず初めに、この間、コロナウイルス感染症で多くの方々が罹患されておりまして、子供を含む、うきは市内でも多くの方が感染されております。この場を借りて、改めて謹んでお見舞い申し上げます。

それから、感染された方へのいろいろ療養処置をされている、対応に追われておられる方々に対して、日夜奮闘されてるということに改めて敬意を表したいと思ひますし、市の職員のワクチン接種対策室をはじめ、保健課及び多くの職員が御支援されていることに対して感謝とお礼を申

上げたいと思います。

さて、福岡県は4回目の緊急事態宣言を9月12日までということで発令されております。改めてコロナウイルスの感染拡大防止のため、うきは市長が行政の責任者として何を実施すべきかただしていきたいなというふうに思っております。緊急事態宣言は、不要不急の外出自粛、混雑回避行動、移動を控えるなど、個人の責任を求める要請となっております。感染対策は行政の責任であります。積極的な感染拡大防止策を図るよう、以下の点について求めていきたいと思います。

1点目、高齢者（無症状者）へのPCR検査の個人負担を大幅に減額して、検査頻度も複数回になるように見直しを求めたいというふうに思います。

2点目、感染状況の監視を図るため、幼稚園や保育園、学童保育所の職員をはじめ、仕事に従事されている市民に対してPCR検査や抗原検査、抗体検査等もありますけれども、日常的に受けられる体制を構築して、その予算化を求めたいというふうに思っています。

3点目は、うきは市民の感染拡大防止のため、テレワーク推進や人流抑制ということが言われているわけですが、それに対する支援、自営業者や主要観光施設及び宿泊施設での従業員を含む定期的——複数回ということで週2回ってそこでは書いておりますけれども、抗原検査等や防疫対策に対する支援策を求めていきたいというふうに、3点ほどお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、新型コロナウイルス感染防止施策について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、高齢者へのPCR検査の個人負担の減額と検査頻度の見直しについての御質問であります。うきは市は令和3年1月4日より、高齢者や基礎疾患を有する方を対象に無症状で本人の希望によりPCR検査を行う場合に、一定の費用助成を行っております。県内60市町村のうち、このような事業に取り組んでいるのは18市町村であります。浮羽医師会が運営する浮羽地域検査センターで検査を行い、症状がある場合の行政検査と同様の体制で実施をしております。

新型コロナウイルスの検査は、全てその検査時点の結果であり、その後、感染する可能性もあること、また、偽陽性・陰性という結果が出る可能性があります。マスクの着用、手洗い、密を避けるといった感染対策を徹底していくことを踏まえると、無症状者の検査の頻度を考慮するのではなく、何らかの症状が出現した場合に、即、検査が受けられるという体制ができることが有効であると考えております。

浮羽地域検査センターでは、症状がある方の行政検査を月曜日から土曜日まで毎日実施してお

り、市内でも連日、感染者が出ている8月においては、前の月の約6倍の検査を実施しております。何らかの症状が出た場合に多くの方がすぐに検査できるようになっておりますので、現行の制度を継続していきたいと、このように考えているところであります。

2点目が、幼稚園、保育所、学童保育所の職員や、仕事に従事する市民に対してのPCR検査や抗原・抗体検査の体制についての御質問であります。国の基本的対処方針で新たに示されたとおり、文部科学省及び厚生労働省より抗原簡易キットを学校や幼稚園、保育所等に配布し、体調が悪い場合は検査を受けられるように取組が推奨されております。

本市におきましても学校や幼稚園、保育所、認定こども園、学童保育所で抗原簡易キットの配布が予定されており、職員が出勤後に体調の変調を来し、直ちに病院受診ができない場合に抗原簡易キットでの検査を行うことを想定しております。なお、これらのキットの活用は、あくまで症状が出ている場合を想定しており、病院を受診することが原則とされております。

抗原定性検査は、陽性である場合には確定診断に用いられ、有効であります。PCR検査と比較して感度が低いことが分かっていることから、陰性の場合には偽陰性の可能性もあります。陰性という結果に安心し、通常の行動を取ってしまい感染予防がなされない可能性もあること、さらには、うきは市では、何らかの症状がある場合、かかりつけ医の紹介で検査ができる体制ができており、先ほどの答弁のとおり、浮羽地域検査センターでは多くの検査が行われていることから、無症状者の方に対する新たな日常的な検査を行うことについては考えておりません。

3点目ですが、市民の感染拡大防止のためのテレワークや人流抑制の支援、自営業者や宿泊施設等の従業員への抗原検査の実施についての御質問であります。テレワーク推進支援につきましては、これまでコロナ支援で数々補正を組ませていただいているんですが、その中にもテレワーカー育成セミナー事業など、様々な事業を行ってまいりました。また、国や県が広く呼びかけており、出勤者7割削減を訴えている中、市では事業者の皆さんに協力金申請から経営全般のコロナ関連の相談業務を行っており、リモート会議で相談に応じたり、国等への補助金の制度、手続について紹介などを行っております。

人流抑制については、これまで窓口におけるオンライン申請システムの環境構築事業をはじめ、様々なオンラインシステムの構築に努めているところであります。また、国が不要不急の外出自粛を訴えており、イベントの中止、延期をはじめ、営業時間短縮や規模の縮小、入場制限等を各施設で実施しております。特に3密回避やマスクを外したらしゃべらないなどの徹底、お買い物は少人数で短時間で行っていただくよう協力を呼びかけております。市関連のイベントを中止、延期するとともに、うきは市の事業であります、宿泊・日帰り助成についても、現在、一時停止等の人流抑制を行っているところでございます。

抗原検査は民間でも広く普及されておりますが、先ほどの答弁のとおり、課題も種々あります。

今後、うきは市商工会とも連携をしながら、浮羽地域検査センターの検査についての周知を図るなど、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 再質問、5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、市長から御答弁いただきましたけれども、改めて現状のうきは市の感染状況について、市長がどういう認識をされているかというのをお尋ねしたいと思えますし、それが市民生活や市の行政執行との関係でどういう影響を及ぼしているという認識、考えか、ちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、うきは市内では、この時点現在で152名の陽性感染者が確認されております。昨日、提案理由説明で御説明しましたように、8月に入りまして急激に感染者が確認され、毎日のように感染者が出ており、そのことを防災無線等で市民の皆さんにもお知らせしているんですが、市民の皆さんからもかなり不安の声が上がっていることも十二分に承知をしております。

それから、先日も答弁させていただいたんですけれども、こういう異常な状態、これは私どもだけではなくて、うきは市近隣の自治体も同じような状態でございますので、久留米広域圏の市・町の首長と感染防止対策の協議をさせていただきました。その中で、議員も御承知のとおり、各新聞で毎日のように福岡県内の各自治体の感染状況が数字として現れてきてて、要するに感染者が出ない空白の欄がほとんどない、要するに全地域にわたって陽性感染者が出てるし、そのことは全国的にも同じような状況であります。首長会議で出たのは、やっぱりこれは広域的に対処するしかないという中で、我々としては、我々の責務であるワクチン接種を速やかに希望される方に実施していくこと、これが全てではないかと、こういうことが言われているところでございます。

しかしながら、それだけで我々も満足しているわけではなくて、先日の9月1日の広報うきはでも折り込みチラシを出させていただいてますし、また防災無線でも感染状況をお知らせするときに感染拡大防止、3密を避けるとか、いろんなお願いもしておりますし、私も節目節目に防災無線でそういう感染防止対策は訴えております。

今後、どういうことができるのか、庁内でもちょっと検討させていただいて、しっかりうきは市内に感染者が出ないような状況に早く持っていくべく、また対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

ほかの首長との関係も含めてですけれども、市民の方の不安の声、極めて異常な事態だという

ふうにおっしゃってますけども、ある意味では予期されたことだったというふうに思ってます。

それで、先ほど私の一般質問に対して、全体としては現状維持というようなお話であるわけですね。それで、行政は今、この感染拡大を防ぐためには、さっき市長の答弁の中でもおっしゃってるかと思えますけども、何をしようとしているのか。うきは市長は何をしようとしているのか、感染拡大防止のために。それと、このうきは市の感染拡大の状況及び発生からもう2年を迎えているわけですが、管理と分析関係についてはどこの部署がどういう任に当たられているのか。ましてや予算を伴う話をどこの場でどういうふうに決められているのか、そのプロセスについて御説明いただけますか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） もう議員も御承知のように、感染者が確認されてもやっぱり法的な仕組みの中で、なかなか保健所から我々のほうに詳細な情報がいただけない。そんな中で、分析等の対策を打つことができない状態であります。

このことについては、先日も新聞報道で大きく報道されておりました。例えば福岡県内では保健所がある市は、福岡市、北九州市、久留米市だけしかなくて、我々うきは市には保健所がないゆえになかなか情報の格差があって、感染防止対策の施し方についても格差があるということが大きく新聞でも報道されているとおりであります。

そういう中で、我々が入手する情報の中でどう対応していくかというのが大きな課題でありますし、もう一つは、議員もPCR検査を広く打つようにという中で度々御指摘されてるのは、特に若い方については感染しても発症、あるいは重症化する比率が少ないと。そうすると感染した自覚がなくて、若い人がいろんなところで活動する中で感染が広がってくるという御指摘ではないかなと、こう思ってます。そういう御指摘については、もうしっかり、そのとおりで認識をしておりまして、今、我々が取り組んでいるのは、先ほど希望される方のワクチン接種をスピード感を持ってやるという御答弁をさせていただきましたが、どうしても若い方の予約率が低い中において、そういう議員の御指摘も踏まえて、できるだけ多くの方に、若い方に接種を受けていただくべく、いろんな科学的知見を示しながら、ワクチン接種を打つリスクよりも打たないリスクのほうが大きいんだよということを多くの若い市民の皆さんにも訴えていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） もう1点聞いたのは、予算を伴う対策、分析等について、どこの部署がやっておられるのか。分析等は、さっき保健所からの情報が開示されてないっておっしゃってるんですけど、今、開示されてる情報というのは、それはそれなりにあるわけですね。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 防災無線で市民の皆さんにお知らせしてる情報が、我々が得た情報であります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めてちょっと、自分が把握できている資料について、皆さんのお手元のところにA4のA面、B面って、裏表1ページ、2ページで出されてます。これ、後で説明します。これは自分で作ったやつなので、ちょっと読みづらいところは申し訳ないんですけど。それは置いといて。ちょっとこの話は後でします。

今年度、令和3年度の予算についてですけれども、改めてワクチン接種関係の予算は、委託費などを含めて予算は計上されてます。令和3年度の予算で、感染拡大防止のための予算はつくられてますか。予算措置をしない理由をちょっとお尋ねしたい。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 令和3年度におきましてもたくさんの予算を組ませていただいております。

まず、令和2年度から令和3年度に繰り越している分が3億9,500万円ほど、それから令和3年度の当初予算で組ませていただいているのが1億7,095万円ですから1億7,100万円ほど、それから今9月補正予算についても、もう御存じのように、学校教育課関係で組ませていただいております。もちろんそのほかにも今、議員御指摘のようにワクチン接種の委託料等についても組ませていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ちょっとそれじゃあ僕の認識が違うのかもしれませんが。ワクチン接種以外のところで、感染防止対策において、確かに拭き取りだとか、あるいは施設の整備の関係のところは出ております。そういったのは承知して、それは令和2年度の、変な言い方、同じような流れですよ。

私が今言ったのは、感染拡大防止に関する令和3年度、改めて予算は作られてるか。認識はちょっと違うと思うんですけど。そういう意味で、要するに今さっき伺う中で、行政は何をしようとしているのかということだとか、あるいは行政自体が今、感染拡大の中で非常に執行上、問題があるというふうに認識はしているんですね。そのための何らかの予算対策をしているかという意味合いであります。

そういう意味で、改めて予算を、こういう感染拡大防止のために予算を執行したいんだという、そういった流れはまだつられてないというふうに思ってます。私自身はそういうふうに受け止めてます。

それはそれでいいと思いますけど、だからさっき言ったように、令和2年度の流れの中の部分

的なところはあるかと思いますが、本質的にはもう一つ十分じゃないような気がしております。特に去年、2款1項17目で流されたものについては、今年は予算がつくられていないわけです。全て衛生費というようなことになってるんだらうというふうに思います。

それはそれでさておいて、さっきの資料についてちょっと少し説明します。

今、市長はこの間ずっと市民に対してのメッセージ、22回ぐらいちょっと見てますけれども、出されてます。ただ、自粛のお願いということと、一番最初に昨年の5月かな、感染防止のために全力で取り組みますというコメントが出されてました。それ以外はその言葉は使っていないですよ。これはそれはそれでいいんです。だからといって揚げ足取るつもりはありません。

ただ、最近の感染状況を見ると、やっぱりそういう新たなメッセージを発信するべきではないかなという気はちょっと正直言ってしてます。

それぞれワクチン自体の接種が始まっているわけですが、さっき市長の答弁の中では保健所所管、自分たちのところでやってる3つの市町村のところからの発信の情報をちょっと見てたら、久留米市のところについては分析がずっと載ってますよね、円グラフ載っけて。その中にはワクチン接種率が高いほど感染者は減少している。ある意味では当然のことですが、そういうのが可視化されてると。それから、久留米市は積極的免疫学調査というのが、久留米市には多くの企業、うきは市にもあるんですけど、保健所が行いますよということについて情報発信し、きちんとしてる。要するに企業に対する、企業での感染が拡大する中で、どういう、保健所が調査しますよというプロセスについて案内してるし、その情報も公開してる。

それから福岡市のホームページ見てたら、2回ワクチン接種して、2週間後の経過を見ているんです。だけれど、8月22日までに確認できたワクチン接種している人がどれだけ罹患したか。237人の2.4%という数字がそこにも出てました。

要はさっき市長がおっしゃったように、福岡県はそれぞれの保健所、実を言うと8つぐらいはあると思うんですけど、保健所体ごとに情報を出してないですよ、全く。だから分からない。おっしゃるとおりですね。3つの政令市と中核都市については保健所がありますので、そこで自分たちの体制のところで分析して、こうだというふうにやってるわけです。そういう意味では、本来であったら、県はそれぞれの保健所単位でどういう事実があるのかということについてやっぱり開示しなければならないだらうというふうに、基本的には私もそういうふうに思います。けれど、今起きている事実の関係から分析することもできないことはないことだらうと思うんです。類推することも可能だし、事実を見ていくということは可能だというふうに思っています。

それで、自分が分析した中身は、それはそれでありですけども、まずさっき市長のところ、若い世代が感染拡大のリスク要因になってるといふ、社会的な要因だと。うきは市はどうか。うきは市は同じだと思いませんか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、市民の皆さんにもお知らせしてるうきは市内の感染状況、ほとんどが若い方にシフトしてまいりました。そんな中、たまに70代の方も感染される方がいらっしゃるんですが、議員が御指摘のとおり、我々としてもその方がワクチン接種を打たれてる方か否かというのは、本当に知りたい情報なんですけど、それを保健所にお尋ねしても教えていただけないというのが今の現状であります。

それから、若い方へのワクチン接種の話は、先ほどから答弁させていただいてますように、今、12歳以上の方にワクチン接種の予約の受付をさせていただいてるんですが、年代ごとに、若くなるたびに予約率が非常に低い、そういうことで非常に懸念をしてるということで、私もいろんな各種団体の皆さんと意見交換をして感染防止対策とか、それぞれやっぱり支援の在り方についていろいろ協議をさせていただいております。

先日、商工会をはじめ、いわゆる事業者の皆さんとも意見懇談をする場があったんですが、やはり皆さんが一番恐れてるのは、若い方が接種をしない。もし自分の会社、仮に——10人ぐらいの規模の社長さんがおっしゃってたんですが、1人でも陽性者が出れば、自分の会社は2週間、仕事が止まってしまうと。そういうことで非常に経営者の皆さんも危機感を持っておられて、何としてでも若い方に接種を打つべく、いろんな対応を考えなくてはいけないということで、ちょっと行政と商工会と連携してどういうことができるかという議論なんかもさせていただいたとおりであります。

そういうことで、ぜひとも、繰り返しの答弁になりますが、若い方にしっかりと科学的知見をお示しして、ワクチンの効果はこういうものがあるよということをしっかりお示ししながら、御本人の理解の下、納得の下、接種をしていただけるような、そういう環境をつくってまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 私が配布してる資料、A面のところをちょっと御覧いただきたいと思えます。

①は福岡県のところの推移です。枠で囲んでるところ、吹き出しがありますけども、このところをちょっと見ていただければありがたいと思えます。6月の状況の福岡県全体の10代、10歳未満のところの17%が、8月には22.4%ですよと。20代から50代までのところが、66.7%が70.9%に増えてます。ちょっとずれてますけど、60代が7.7%が3.7%に減ってると。80代以降が、8.6%が3.1%に減ってるということです。これは福岡県全体の数字です。これはさっき言った政令市も含めた全体のところということです。

うきは市の感染状況はどうかというと、第4波というのが3月18日からスタートしたという

ふうには私自身の頭の中では整理してただけです。6月までが19.5%、第5波のところは27%に増えてます。それから、20代から50代までのところは、51.2%、全体よりは低いです。七、八月のところでは54.1%、そんなに大幅には増えてないんですけども、年代的なところで言うと真ん中の層が一番大きいと。60代が9.8%が9.5%、それで70代以降が19.5%が9.5%、ここが減ってるということです。

ただ、人数を見ると、70代も8人が7人、60代は4人が7人、20代から50代が21人が40人、10代以下が8人が20人ということで、絶対的な数値としては増えてるという状況が伺えると。その下に1月、これ、第3波までのところですけど、23人でしたけれど、それまでのそれぞれの年代の人数も記載しております。

それで、要はうきは市は福岡市なんかと違って、1世帯当たりの人数が多いんです。そこに家庭感染、家族感染が増えてるというのが実態だろうというふうに思います。私が情報を見てると、関連があるなというふうに見えるのは分かるんですよ。大体においてそういう感染ルートではなかろうかなというふうなところがある。だから、県全体のデータの中とはちょっと質が違うんじゃないかというふうに思っています。

今度、さっきおっしゃったように、検査キットを学校、幼稚園含めて、保育園で配るということですけど、その体制に向けてどのような対応をされているのか、少しお尋ねをしたいと思います。学校関係で検査キットを、さっきの説明では症状がある方に対してのみ職員、4年生以上になるのか分かんないけど、ちょっとその辺のところの協議の状況についてお尋ねを、教育長がよかったら教えていただけますか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと前段に私のほうからPCR検査について、国の動きでございますが、先ほど答弁もさせていただいたんですが、国のほうの対策本部が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針というのを節目節目に出されております。そういう中で、これまで医療・介護従事者、入院・入所者、保育所、大学、専門学校、高校、特別支援学校等の検査の実施を国がやってたわけですが、今回、8月25日の対処方針の変更によりまして、幼稚園や小・中学校にも抗原簡易キットを配布することになったところでもあります。

そういう中で今、教育委員会の取組をされてますので、教育長のほうに答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） お尋ねの件でございます。

まず、教育委員会といたしましては、各御家庭に8月25日にいろいろな子供さんの状況の中で、このような対応をお願いしたいという文書を改めて送らせていただいております。そういうことから、家庭と学校の連携は十分取れていると思っております。

今お尋ねの抗原簡易キットの件でございますが、8月27日に国のほうから、うきは市のほうで必要はないですかというお尋ねがございました。今回のキットは教職員が使用することを基本的に想定しておりますという連絡がございました。うきは市の割当てが13箱でございましたので、各中学校、あるいは大規模小学校等に数を13、割り当てたところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 先ほどの1点で、検査キットというのは、陽性が出た場合にはそれなりの横の連携を取らないといけない。そういった内容についても協議されてるということで理解していいですか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） この抗原簡易キットの配布につきましては、福祉事務所や保健課のほうにも御連絡させていただいておりますし、また幼稚園のほうにも確認をさせていただきまして、幼稚園は幼稚園で国のほうから連絡があつてるということでございました。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 保育所、認定こども園、学童保育所については、どういう状況ですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務局長。

○福祉事務局長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。

保育所、学童保育所につきましても、施設の従事者に症状が現れた場合ということで抗原簡易キットの取りまとめがございまして、それぞれ申込みをしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 症状の出た方対象ということで、さっきのPCR検査の拡大の話と同じで、偽陽性の疑いもあるということで、出た人は再度、PCR検査を受けるというような流れになると思いますので、その辺の流れが、きちんと医師会や保健所との関係も含めて整合性が取れるように早期に図っていただきたいというふうに思っています。

症状が出る出ないということと言うと、さっき家庭内感染が増えてるという話をしましたけれど、家庭内感染から、症状が出てくる2日前から人にうつすというふうに言われていて、それが大体10日間、2週間の間ということで、12日間ぐらいだろうと言われておりますけども、人に感染させるという疫学的検証がされてきているわけです。

だけれども、この無症状、軽症、軽症は症状が出るから多少は分かるんでしょうけど、無症状

でも感染するというのがデルタ株の非常な特徴であるということだと思っんです。そうだとすれば、広域的にもっと広くPCR検査をすることによって、全体の陽性者を早期に把握して囲い込みをするという政策が一方であるわけです。

さっきおっしゃっているように、確かに多くの無駄が発生します、ある意味で言うのですね。多くの方々は、これは感染された方でも人にうつす人とうつさない人というのがあるんですね。そういうこともあるんですけども、だけれど、無症状の段階で早期に把握することが大事だと。今、福岡県の、裏面のところにありますけども、③のところのア、イ、ウ、PCR検査数見ていると、第5波と言われる5月11日から17日の時点の陽性率7.9%、これが今は16%ぐらいなんです。陽性率が非常に高いんです。高いというのは、それだけ市中に感染者が多いということです。ということは、これ、右側に広島県の事例があります。3%です。広島で何やってたかということ、広くPCR検査をやっているんですよ、無料で。駅の、全体でたしか8か所か、広島市内と福山市を中心に行っているんです。それで陽性率が3%。ここまで抑えきれれば、その後の下の④のところは広島県の感染者数の伸び率156.8%、福岡県は2倍を超えているわけです。そういう違いがこういったところに出てくるんですね。

いわゆる感染爆発をどうやって抑えていくかということが、こういう疫学調査の中で出てきているんですね。実際に検証されているわけです。ちなみに、広島の場合は疑陽性はゼロです。広島大学の副学長が疫学の専門家なんですけれども、その方がコメントしております。疑陽性はゼロです。今のところありません。これも簡易じゃなくて、抗原検査の定量のほうを使っていると思います。やっているんです。これは保健認定もされています。ということも含めて、検査方法についても少し検討されて、今、PCR受けて2万か3万だったと思いますけど、確かに正確度は違いますけどね。

だから、そういったところをもう少し、去年と今の時点で進んだ技術というか、感染に対するそういった調査についても進んでいるわけです。そういったところで、やっぱりきちんと見られる、そういう意味でさっき言った専門検討部署はどこですかというふうに聞いたのはそういうことなんです。

要するに、県の言うとおりにしかやってない。変な言い方ですけど、うきは市の市民に対して行政責任は、この感染に対する行政責任が本来あるんだけど、それをなぜ実行しないのかと。それを検討しようとならないのかということが私にとっては非常に不満なんです。だって、ここで感染して、ここで自宅療養してる方もいるわけですよ。それを公開しろって言ってるんじゃないんですよ。それを心配してあげて、どういう対策を打つかというのは、県ときちんと協議しなさいよって言ってるんですよ。県は、何も言わなければ動きませんよ。対策本部会議を毎月開いてますよ。あそこでも地方別だけのデータしか出してないです。ちゃんとやっぱりそこは要望してい

かないと、進展がないですよ。人口流出の問題とも関係するかもしれませんが、そういった行政サービスの厚いところに人が動くのは当たり前ですよ。そういうことも念頭に置きながら、うきは市で何が必要かという政策判断をやっぱりしてほしいというふうに私は思ってます。

さっきPCR検査のところについてもそうですけど、個人負担7,500円で実際に高齢者の方が利用されているのは数人ですよ。この間、6人ぐらいでしょう。7,500円出して検査受けますか。ほかのところ、広島行ったら無料で検査できるんですよ。ほかにも全国であちこちの自治体で、通勤、通学してる人を対象に絞ったり、あるいは出張のために必要な人は言ってください、無料で検査を受けさせます、定額で2,000円でしますというところは、あちこち、全国で出てるんですよ。そういったことすら検討してないんですよ。そういうことでしょう。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員が度々御指摘されてるように、PCR検査を全ての市民に日常的に受けるようにという御指摘であります。

そうなれば、確かに無症状の陽性者は早期発見が期待でき、クラスター発生抑制になることは十二分に承知をしておりますが、これまでも度々答弁させていただいてますように、要は検査体制の問題です。最終的には保健所、あるいは医療機関である浮羽医師会と連携をしないとできない話であります。私は度々、うきは市の所管であります保健所、北筑後保健福祉環境事務所長とも度々このことについては、岩淵議員からの御指摘もありますから協議をさせていただいてますし、浮羽医師会の西見会長とも度々この問題については協議をしています。

そういう問題があるから、今、広島の話が出ましたが、全国的に大きな取組をしてるのは神奈川県です。やはり県というか、広域のエリアで判断しないと、要するに検査体制に結びつくものですので、いたずらに、ある町だけ、ある市だけが飛び抜けてやっても検査体制に大きな混乱を来す。このことは議員も十分承知しながら、私に御指摘をされてるのではないかと、このように思います。

それからもう一つ、本当に感謝を申し上げるんですが、浮羽医師会の努力で、今なお浮羽地域検査センターは月曜日から土曜日、毎日のようにやっています。ぜひ見ていただきたいんですが、全国にこういう検査センターが今なおずっと運用されている地域はあまりありません。そういう面では浮羽医師会に感謝をしてるわけであります。

先ほど高齢者の補助制度の御指摘もありましたが、少しやはり体調がおかしいと思ったら、かかりつけ医に相談して、この浮羽医師会の検査センターで十二分に検査をしてるという実態もありますので、そういうところもしっかり見て御指摘をいただければと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それは分かりました。了解します。浮羽医師会のことについては

敬意を本当に表したいと思います。

私が言いたいのは、うきは市民の生産労働者と言われる部分、それだけじゃなくても、高齢者のところでもあるかと思いますが、うきは市内で仕事に従事されてる方、どのくらいいると思いますか。うきは市内に住んでる方がうきは市内で仕事をされてる比率、どれくらいあると思いますか。

議長、自分で言って自分で答えます。

産業連関表というのが5年置きに公表されます。それぞれの市町村別に出るわけです。それで示されてますけど、72.8%。だから、若い人がそんなに数が多くないというのが実態なんです。逆によそから持ってきたかもしれないけど、家庭感染が多いというのが実態なんです。そういううきは市の産業の特性もやっぱり考えた上で対策を講ずるという、そのための知恵をみんなで検討し合うというのが大事だと私はそういうふうに言ってることです。だから、そのために求めているのが、こういった項目を例えばで言ってるだけであって、これが絶対だって言ってるわけじゃないんです。そのことを御承知いただきたいということを思って、次の質問に移ります。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員、我々が何もしてないというふうに捉えかねない質問、指摘でございますが、当初、答弁させていただきましたように、いろんいうきは商工会との協議であったり、庁内の会議であったり、限られた制約がある中で何がうきは市でできるかということを精いっぱいやっていますし、今後もやっていくということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 時間がちょっとありますので、次の質問に移らせていただきます。空き家問題について御質問させていただきます。

特定空家の樹木から新たに鳥害による被害が発生している実態があります。根本的に空き家所有敷地内にある樹木を伐採すること、このことが空家等対策特別措置法に基づいて早期に行政代執行をすることが求められているというふうを考えております。

うきは市が特定空家に認定してから6年と書いてますけど、ちょっと年数が違うかもしれません。何も進んでない現状、鳥害による地域の荒廃は、吉井町の中心地にあつて極めて重大な問題であるというふうを考えております。具体的な対応方針を関係行政区や事業者へ明確に示して、年度内の執行を求めたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家等対策について、特定空家の樹木から鳥害が発生しているとの御指摘の上で、今後の特定空家の具体的な対応方針と行政代執行についての御質問をいただきました。

現在までには市内で特定空家等に認定している物件は4件ございますが、そのうち2件は既に除却され、1件は老朽危険家屋等除却促進事業費補助金の交付決定を行うなど、除却に向けての対応が進んでおりますので、残りの1件が議員の御指摘の物件となります。

この特定空家につきましては、樹木の繁茂が激しく、主にサギ類の営巣地となり被害が発生していることから、議員の御意見も取り入れ、対策を講じてきたところでございます。具体的には、定期的に地上から樹木の先端付近までひもを取り付けた風船を上げて、サギ類を追い払うというもので、8月中に5回実施をいたしました。この結果、サギ類の数が減少し、効果が現れております。

また、行政代執行に関する関係機関への聞き取り調査として、福岡県庁と空き家対策の先進地である飯塚市にヒアリングに伺いました。福岡県庁では樹木が隣接する水路や民家に覆っていることから、樹木のみを伐採する行政代執行はできないかとお聞きしたところ、「隣接する水路や民家への被害のための樹木の伐採であれば、枝打ち程度しかできないため、空き家と樹木を対象とした行政代執行を行ったほうがよい」との御意見をいただきました。

また、「勧告文書を相手が受け取らない場合、その効力が認められるかについては、弁護士に相談したほうがよい」との助言をいただきました。

飯塚市では、空き家の行政代執行を実施するに当たっての体制や手続等について調査をしてきました。飯塚市では、平成29年に空き家対策係を設置し、係長1名、係員3名、再任用・臨時職員各1名の計6名体制で空き家の除却や空き家バンクの業務を遂行されているということで、行政代執行については年間1件程度で実施しているとのことでありました。

6月議会でも答弁しましたとおり、所有者に対して適正管理の依頼、指導、勧告の文書を計6回送付しているところではありますが、一向に応答がなく、市としましてもその対応に苦慮している状況であります。このような状況につきまして、弁護士に相談し、今後の取組方法などについて早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

この代執行に向けた手続についてでありますけれども、飯塚市の体制状況も踏まえて、来年、相続義務化の法制整備等もなされる予定になってますよね。そういったこともあるし、それから空き家件数も実際に空き家と認定されている部分が全体で1,750件あって、1,070件に拡大してる。第1次ときは700件程度だったと思うんですけども。

そういう意味で、人員を含む体制構築が必要だというふうに思いますけれども、代執行自体も極めて大変だというふうに思いますけれども、それに向かう体制構築について、市長はどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、まずは弁護士さんに御相談申し上げて、いろいろアドバイスをいただき、そしてこの残された1件についての行政代執行の在り方についてしっかり取組をする中で、もし組織整備等について課題がありますならば、そこでまた議論をして、しっかり対応していきたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） この間、8月にですけれど、本当に地元の住民の方と、コロナの緊急事態宣言する前だったので話合いができたんですけれど、今はできていませんけれども、2回ほど協議させていただきました。

そういう意味では、民事でやろうという話も少し私のほうもずっとさせてもらったんですけど、非常に困難であると。限界があるし、しかも費用がかかる問題もありまして、そこについては被害者が費用負担をするということについて非常に抵抗感が強かったです。そういう意味で、改めて市役所に御相談申し上げて、いろいろ対策をお願いした次第でありますけれども、空家対策特別措置法が施行されてかなりたつわけですけど、改めてうきは市の空き家に対する支援ということじゃなくて、空き家を少なくしていくためにどういったことが考えられるのかということに向けての1つの作業だというふうに御理解いただいて、ぜひ御支援いただきたいというふうに思っております。引き続き、市長にはお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、最初の質問に戻りますけど、コロナの感染拡大については、ちょっとまだ感染防止策の具体的な方針をうきは市がどう示すか、もちろんこれ自体が県にもともと権限のある話なので、それは十分理解してますけど、最小単位の住民が暮らす地方自治体が何をなすべきかということをやっぱり十分に関係者のところで協議してほしいということが私のお願いでございますので、引き続き苦勞をかけますけども、お願いをしたいなというふうに思ひて質問を終わります。

以上です。

○議長（中野 義信君） これで、5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

次に、9番、上野恭子議員の発言を許可します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 9番、上野恭子でございます。今回は、コロナのため、マスクをはめたままお話をしたいと思いますが、聞こえますでしょうか。

それでは、なるべく大きい声でお伝えしたいと思います。

議長より許可をいただきましたので質問に入りますが、初めに先日、コロナ禍で移動のできない時期ですが、うきは市に差し上げものを常に買いに来られている方からの感想をいただきました。市内のお食事どころは、市内の食材を生かした和洋食で、本当にチェーン店にない味でとてもおいしいということでした。それで来られたときはあちこちで、次はどこでお食事しようと計画をしながら来ているということと言われてありました。また、そのことが非常に魅力であるということは、うきは市がコンパクトシティであるから短時間に移動ができるということもその魅力の1つに入るのかなと、自分自身感じたところであります。

それでは、今日の質問に入ります。

4つの質問をいたします。子育て支援公園の設置と防災拠点施設としての活用について。2つ目、感染症発生時の緊急医療組織体制について。3つ目、市民大学講座について。4つ目、プレミアム付商品券発売業務について。4つをいたします。

初めに、子育て支援公園の設置と防災拠点施設としての活用についてです。

子育て支援公園については、幾度となく質問し、前向きに進めるとの回答もあったと思いますが、災害残土を活用して地上げを行うなどして公園を設置することで、子供を産み育てやすい環境づくりに直結することになるとは思います。早急にできないかという質問です。

昨年12月にも質問しました。また、市からもパブリックコメント等もあっているという回答もいただいたと思います。公園施設には災害残土の活用もいいのではないかと考えておりますが、また他市からの残土搬入があれば、収入の道もあるのではないかと考えております。コロナ禍でもありますが、できることを前に進めていくことも次につながり、市の活気や市民の気持ちにつながると思いますし、子供を産み育てることは市にとって待ったなしの重要課題でもあります。市民の方々も広い公園設置は長い間、待ち望んでいることでもあります。子供を産み育てやすい環境は大変重要な、産み育てようと思う条件の1つだと思っておりますがいかがでしょうか。

また、2つ目です。上記公園を災害時の防災拠点として活用することも考えてよいのではないかと考えております。例えばるり色ふるさと館のグラウンドを拠点とした場合、旧若葉保育園が隣でございます。旧若葉保育園から、また市の新たな東側の駐車場からも入れる道路事情を考えてみてはどうかという点です。

上記の子育て公園は、皆さんが集いやすい公園でお願いしておりました。市内の町なかをお願いしたものです。旧若葉保育園の跡地は、多分市の普通財産と思っております。普通財産ということは、売ることも可能ということと思っておりますが、いかがでしょうか。庁舎東側の駐車場

は、庁舎の駐車場でありますので、公有財産と思っております。

以上2つの財産を活用して、公園及びり色ふるさと館等の建物を利用することにつながる拡大をさせることを考える引込道路線を拡大することはいかがかということでございます。

別視点から考え、自然災害時の防災拠点や施設を防災施設として生かされてもいいのではないかと考えております。今後、長くあり得る、新たにあり得る感染症対応についても、例えば市町村の判断でできる臨時医療施設設置等も、駐車場や広い公園を活用し、幾らでも対応できる建物の活用も可能であります。効率よく市民を守ることも可能であります。市民の命を守る安心・安全な一角を担うのではないかと考えております。広い公園を時々により広く活用するため、市の財産である土地を活用し、駐車場を拡大しつつ、入り口の道路事情を考えて、すなわち入り口拡張をしておいたらどうかということであります。

1回目を終わります。

以上、2つの点について回答をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子育て支援公園の設置と防災拠点施設としての活用について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、子育て支援公園の設置についての御質問であります。現在、市では12の公園を保有、管理しており、公園の整備につきましては、令和元年9月に実施した、「うきは市まちづくり市民アンケート調査」の結果においても、どの世代でも気軽に利用できる公園の設置の要望等が寄せられております。

前回、議員から御指摘をいただきました令和2年9月議会以降に、市役所の子育て世代職員11名からなる「子育て世代職員による公園整備検討部会」を令和3年1月に立ち上げ、子育て支援公園について検討してきたところでございます。この公園整備検討部会では、子育てに資する公園をテーマに計4回の議論を重ね、大きく次の2点の提言がなされたところでございます。

1点目は、子供が走り回って遊べ、大人も安心して見守ることができる「芝生広場エリア」と、子供が飽きずに遊ぶことができ、各年代の子供が安全に遊べる「遊具等のエリア」が必要とのことであります。

2点目は、吉井体育センター横の吉井グラウンドにおいて必要な施設の整備が十分できない場合には、百年公園や藤波ダム公園等、既存の公園も含めて広く検討を行ってほしいとのことであります。

市としましては、子育て支援公園の必要性については十分理解をしており、今回出されました「子育て世代職員による公園整備検討部会」の意見等も考慮し、引き続き子育て支援公園の在り方などについて議論を深めてまいりたいと、このように思っております。

2点目が防災拠点施設としての活用と旧若葉保育園等への道路設置についての御質問であります。吉井体育センター横の吉井グラウンドは、平成30年度に策定しました、「うきは市災害時受援計画」において、災害時救援部隊の集結・宿営等の拠点施設の1つとして位置づけております。また、平成29年度に策定いたしました、「うきは市業務継続計画」では、市役所が被災した場合の代替施設として、るり色ふるさと館を位置づけております。吉井グラウンドにつきましては、今後とも防災拠点の1つとして活用したいと考えております。

吉井グラウンドから旧若葉保育園跡地や市駐車場への道路整備につきましては、市役所周辺から白壁ホールや観光会館「土蔵」付近までの動線確保は、イベント時や観光客向けの駐車場確保、さらには防災時のスムーズな運営等の考えから、有効な対策であると思われまます。吉井グラウンドを整備する場合には公共施設の利便性を高めることができるよう、道路整備につきましても併せて検討したいと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 市長のほうから回答をいただいたところでありますが、公園は町の中に設置をしていただくということを12年間、要望をしまりました。そのことはどういう理由かといいますと、利用しやすい、それからちょっと行くのに利用しやすい、子供さんやお年寄りに目が届きやすい、それから全ての方が寄りやすいということは情報交換の場でもあるということ。寄りやすいということは、車のない方でも集いやすいということです。

また、道路に面していないところの安全性が確保しやすい場所、また、等しくさみしくない、明るい場所を願っております。広く走って回られる公園ということが最も重要と思っておりますので、そういうところを希望しているわけがございます。公園については走り回ることのできる、多くの方が集えるということで、日陰のできる樹木と幾らかのベンチがあり、お花があり、その程度でいいと思います。植え替えが大変であればお花の咲く木を植えていただければいいと思います。遊具等はあまり最初から考えてなくてもよいと思っております。

子育てで忙しいお母さんやお父さんの心の休まる公園でもあり、お年寄りのおじいちゃん、おばあちゃんを含めた触れ合いの場ともなりますし、子育てする若いお母さんからすれば、核家族の中、子育てしやすい条件の1つと思われてなりません。そういうところからして、町なかに欲しいということを12年間、要望をしまりました。

公園はお互い同じ環境の方が情報を共有したり、交換しながら子育てできることは大変幸せで安心なところですよ。また、第三者から見ても大きな支援につながると思っております。公園は子育て支援の場を提供するものと思っておりますので、結局やはり夕方になっても薄暗く、帰り道が不安なところよりは、町並みの目の届きやすい、買物の行き帰りにでも寄れるような公園を希望したいというところがございます。

このことを考えていただきたいと思いますし、また、そういう場所に公園ができるということは防災拠点になるのではなかろうかと思った次第です。今、市長の答弁の中に、災害拠点の1つとして吉井グラウンドはなっているという言葉をいただきましたが、まずは災害拠点の1つであれば、道路事情をもっと考えて、東からの入り口だけではなく、旧若葉保育園は本当に隣になります。普通財産でしておけば売却ということも考えられると思ったわけです。あの土地を生かしながら、購入しなくても市のほうが今持っているわけですから、あの土地を生かしながら、道路事情を考えておく。そうすれば駐車場も広がりますし、また、うきは市の東側の新しい駐車場からでも、ともすればグラウンドのほうにも行くことも可能だし、車まで搬入できなくても東側駐車場を活用しながら広く防災拠点施設、また私の中の防災というのは、感染症も1つの災害でございますので、今、国が非常に、テレビ等でも言うておりますが、都会のほうでは医療施設が足りないから臨時施設をとというようなことも言われてありますが、ともすればうきは市もそういう事情も将来起こり得るわけでございますので、そういうときにもやはり非常に役に立つということでございます。

そういうところで、私は町並みの公園をお願いしたいと考えております。その件について、もう一度回答をお願いしたいということと、防災拠点として考えれば、何らかの国の支援があるのかな。道の駅が国交省の防災拠点として支援をいただいておりますので、2か所の支援は無理かなとは思いますが、子育て支援か、それか防災か、感染症か、いずれかのほうで何か予算が取れば、この際やっておけば、将来非常に安心ではなかろうかと思っております。

旧若葉保育園の土地は道が行くのにちょっと川沿い、狭うございますので、少し土地の部分を道路に拡張するようなことでもすれば、非常に行きやすく、緊急時のすごい活用法があると思っておりますが、その件について答弁をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この公園整備については、議員のほうからこれまでも度々御指摘をいただいておりますが、その趣旨については本当にしっかり我々も受け止めさせていただいております。

先ほどから答弁させていただきましたように、今回、公園整備検討部会で貴重な提案をいただきました。この提案を考えたときに、どうしても吉井グラウンドでは面積が足りないという、ちょっとその課題がありますので、そこをどう整理をするかという問題と、また議員のほうから財政的な御指摘がありました。これもこれまで議員に御答弁させていただいてますように、公園の補助事業として取り組むためには、都市計画法に基づく、いわゆる都市公園が考えられるわけですが、現在、今、うきは市は準都市計画地域のため、都市計画をまだ打ってませんので、補助事業に取り組めないという状況の中で結構な内容になってますので、相当の予算が必要とな

りますが、この予算をどう確保するか、この2点について今、熟慮してるところでございます。

また、私どもの方針が出ましたらば、議会のほうにもしっかり御相談を申し上げたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） お尋ねです。

私も都市計画の中に入れ込むことを考えてあるのかなと、ちょっとここ数か月思っておりますが、準都市計画ではこういう公園設置の内容等は入られないのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 都市公園については、国土交通省の都市局所管でございますが、やはり都市計画決定を打たないと補助対象にならないということであります。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） それでは、公園設置については断たれたわけではありませんので、希望を持って、再度再度、質問をさせていただきたいと思いますが、特にお願いしたいのは、山の中の公園ではいけないということです。そのことをぜひお願いしたいと思います。お年寄りも子供さんの顔を見れば認知症にならないということも証明されておりますので、みんなで集いあえて、みんなで情報を共有しながら、一人一人に目が届かない部分は公園に行って明るくなって帰ろうというようなことも可能ですので、そのことを考え合わせながら、どうぞ前向きに考えていただきたいと思ひますし、予算のほうもいろんな部分からの何かしら取れる隙間があると思ひますので、そこをねらってしっかり対応していただきたいと思ひます。

また、もし地上げでも必要であれば、多くの災害残土があると思ひますので、そういうのも利用しながら。たしか前によそからの災害残土を受け入れてお金を頂いたこともちょっと記憶しております。そういうこともあれば、公園をすることとお金をイコールにしたらいけないとは思ひますけれども、困っているところがあれば活用していただければ幸ひかなと思ひっておりますので、どうぞ前向きによろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、この公園は前向きに検討するということを確認したというところで前へ進ませていただきたいと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。一言、よろしく確認をして、次に進みます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますとおり、様々な課題がありますので、そこについてしっかり整理をして、また課題整理が整いましたら議会のほうにも御相談申し上げたいと、このように思ひてます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 次の2番に進みますが、先ほどの公園については道路事情もしっかり考えていただきたいと思います。市の普通財産がありますので、それをぜひ活用していただきたいと思います。

それでは、2番、感染症の発生時の緊急医療組織体制についてでございます。

感染症につきましては、毎夕方、防災無線で保健課からということで報道していただき、日々、いろんな思いをして聞いております。しっかりと行政のほうでも緊張感を持って対応しているんだなということを感じております。

感染症には気候変動で起こる自然災害と同じような面もあると思います。目に見えない分、それ以上の恐怖感があると思っております。医師会を中心に医療組織連携体制を整えておく必要があると思いますがどうかという質問です。

感染症については医療法での制限があると思いますが、今後、いろんな形で姿を変えていく、感染症がはやってくると思っております。医師のワクチンで始まり、最後まで医療との関わりの中、今回の体験の一連の流れを医師会のアドバイスを受けながら、軽く分かりやすいマニュアルを製作していただけないかということです。そんなに重たい何ページもあるものでなくて結構です。軽く分かりやすいマニュアルでも結構だと思っております。

国においても今回を機に感染症について法整備も充実したものになってくると思っておりますが、こういうものは諮問委員会を開くということになるのでしょうか。また一方、飲食店への影響を受ける側への法的整備も十分検討を国のほうもしていくことと思っております。

これは最後でないと思える感染症のため、これまでの歩みをまとめるように、市民への市からの感染症情報や医師会による接種、それから経過のチェック、その後の生活面、体調面のチェックなどなど、ワクチンから収束まで、医師や看護師との関わりは外せないことからして、範囲内で医師会のアドバイスとともに医療組織連携体制のマニュアル化が必要なのではないかと思っております。私たち議員も説明の中で、なぜできないのかというはてなが飛ぶことがございますし、市民と会えば、どうしてなのと聞かれることも多うございます。

そういうことからして、そういうマニュアル、感染法というのがどこまで重くのしかかっているのか分かりませんが、そういうこともありますので、ぜひそういうものを作っていただきたいと思っております。

コロナにつきましては、市民に配布されました帰国者・接触者相談センターという資料は全市民が頂いておりますし、私たち議員は議会運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症編）というのを、感染に対してのちょっと簡単なマニュアルを頂いております。医療に関するものではございませんけど、頂いております。

そういうことからして、やはり市民への説明も私たちもございますので、そういうものを医師

会のいろんな体験の中からアドバイスをいただいて作っていただくのが一番いいと思いますので、そういうことを願っておりますが、いかがでしょうかという質問です。1回目終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま感染症発生時の緊急医療組織体制について、医師会を中心とした体制整備についての御質問をいただきました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる感染症法で定められております。

感染症法では、都道府県が感染症に関する予防計画を定めることが義務づけられております。この予防計画に感染症の発生の予防及び蔓延防止の施策、医療提供体制の確保に関する事項、緊急時における感染症の予防及び蔓延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項を定め、緊急時の医療体制についての整備がなされているところでございます。具体的には、感染者が入院できる医療機関の指定、感染者の発生状況、動向及び原因の調査やその公表、就業制限やその他の措置、入院と入院調整、移送などは都道府県や保健所設置市ができることとなっております。

うきは市にはこのような権限が認められておりませんので、議員からの御指摘にあります感染症発生時の緊急医療組織について、浮羽医師会を中心とした医療組織連携体制を整えることについてはできない状況であります。うきは市では、福岡県が前述した対応や措置を取ることでありますので、この地域を管轄する北筑後保健福祉環境事務所からの協力要請があれば、指示に従い協力を行っているところであり、引き続き北筑後保健福祉環境事務所の指導、要請に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。

ここにいろいろ書いてまいりましたが、国・県の感染症法での関われない部分とか、市のワクチン接種に関わる部分、ワクチン接種の先生方の依頼とか、そういうものは、じゃあ北筑後のほうですか。先生方の確保、それから看護師の確保、そういうのもあるかと思っております。それから、またよくメディア等で言われております緊急時、市町村でできる特措法、することができること。そういうのも緊急事態にはあるんじゃないかなろうかと思っております。

そして、私が納得いかないのは、本人が希望しているということもあるかも分かりませんが、医療機関が逼迫しておれば、手の届かない自宅療養をさせるというようなこと、こういうことをなるべく避けること、これが重要ではなかろうかと思っております。悲しい報道もあっておりますので、今のところ、うきは市はそういうものはありませんけれども、これが本当に感染が拡大して逼迫すれば、そういうこともうきは市ではあるのではなかろうかと思っておりますので、そういうときにはうきは市でできることを、市民の命を守るということはやはり考えていか

なければならぬことでもありますので、そういうところも考え合わせながら、医師会の一連の流れを感染症マニュアルとして記しておくということは、国の動きが変われば変えていけばよいことですので、市民の恐怖であります感染症を、市や県や国だけで抑えられないところがあると思います。結局、市民、国民の最大の協力が必要なわけです。この協力がなければ、これは抑えることができないのです。幾らPCR検査をしようが何しようが、本人たち一人一人が自覚をしなければ絶対これは抑えることができないと私は思っております。

このためにもお医者様、毎日、自分の院内で受付をし、診察に対しては緊張感を持った受付、それから発熱者や体調不良者に対しても日々、緊張感を持って対応しておられますから、医師間の情報や共通課題も持っていると思われま。それでやはり医師会との懇談を持ってこれを取り組んだ、そういう組織体制ができないか。ワクチンを打ちますとなれば、市のほうで医療手配をしないでも、医師会でわっと看護師、それからお医者様の手配ができるのか、そういうことも時間との闘いですので、できるのではなかろうかと思っております。

医師会というのがあるのをやはり活用しながら、組織体制を取っておくということは時間との差でございますので、非常に大事かと思っております。そういうことからして、簡単でもいいです、そういうものを作っていただきたい。それぞれの分野ですぐに連携して動ける、感染症につけたマニュアルを備えておくこと、このことは私は命を守るのには非常に大切だと思っております。どこまでが感染症法によるしがらみがあるのか明確にしていきたいし、保健所からの情報がないということであれば、そのしがらみはどういうものであるかということ、それから医師会としての動き、検査と保健所との関わり方とか、日々、先生方が感染症に対して感じていること、それから今までの中でこれはよかったということもあると思っておりますので、そういうことも考え合わせながらマニュアルの中にちょっとそっと置いていただく。それから、市としての動きをこうしてきてよかった、もっとこうすればよかったというものもあると思っております。それと患者様とのつながり方の在り方とか、市民への対応の在り方などなど、緊急時に手順を踏んでおくということを前提として、私はそのマニュアルをお願いしたいと思っております。

最初の体験ですので、複雑なものは不要と思っております。簡単な流れというものをつくっていただいて、そしてそれに徐々に国・県の指導の下に枝をつけていけばいいと思っておりますので、そういうものはできないかということです。

もう全員協議会でもなぜできないんですかというような質問も議員のほうから飛び交っていると思いますが、分からないんです。それで買物に行っても市民の方からお尋ねがあり、いえいえ、情報が得られないんですとただ言うだけでございますので、もうそこら辺をよろしく願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。できるものか、できないものか、よろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、私は答弁の中で感染症法上、うきは市に権限がないという答弁をさせていただきました。その中で、じゃあ今、ワクチン接種、集団接種、うきは市が事業主体でやってるじゃないかと、それはどういうふうになってるのかという問題と、常日頃の浮羽医師会との連携についてのお尋ねだったと、このように思います。

この件については、保健課長より答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長、答弁。

○保健課長（末次ヒトミ君） ただいまの質問の件でございますが、先ほど市長のほうから答弁がございましたように、感染症法では、うきは市に権限がない部分については、先ほど御説明をしました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種として位置づけられておりまして、これにつきましては市町村が本予防接種を実施することになっておりますので、これで浮羽医師会と連携してコロナウイルスのワクチン接種を進めているところでございます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の関係でございますが、これにつきましては、うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しておりますので、この行動計画に基づいて市のほうは対応を行っております。

最後に、自宅療養者の支援についての御質問があったかと思いますが、これについては市のほうでできることとして買物支援事業だとか、パルスオキシメーターの貸出事業を、できることを地元医師会等と連携しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 時間もなくなってしまうので急ぎますが、結局、医師会とも連携体制が取れている、北筑後とも取れている、市のできることは考えながらやっていると、そういうことと理解してよろしいわけですね。

私がお聞きしますのは、冬が来ましてインフルエンザ等がはやり、またコロナの感染症とが合体して何か変な病気が出たりしないかとか、そういうことを考えますので、やはりいざというときに緊急の体制を、医者確保とか、看護師の確保とか、そういうのができるような状態をつくらせていただくためのことを、分かりやすく言えば、お願いしたいわけです。そういうところを医師会などと組織的に動けるような対応を取っていただきたい。もしそれがきちっとできるのであれば、議員だけにでも分かるような何か資料ができれば大変うれしいかなと思いますが、一回一回聞いて何がわかりますかにかがありますので、何か納得できないようなところもありますので、同

じような質問も飛び交ったりしますので、そこら辺ができればうれしいかなと思いますけど、内部のほうではしっかり連携が取れているということでもありますから安心はしております。でも、いろんな面が出てくると思いますので、命に関わることですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの全協では、お食事の自宅療養者の配達とか、酸素吸入器の配達とか、何かそういうこともしっかり市のほうでやっていただけるといふようなことも聞いておりますので、対応はしっかり万全にさせていただいてると思ひますけれども、緊急時のそういう組織づくりをちょっとさせていただいたらいいのかなと思ひたところでございます。検討をよろしくお願ひします。

それではひとまず安心といふところで、しっかり医療現場が最初から最後まで関わることでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の市民大学講座についてでございます。

子ども未来学部に「森を守り自然を知る」、森林学校の学習体験を入れてはどうかといふ質問でございます。森林面積が多いうきは市として、森林の知識を広めることは大切なことだと思ひております。市のほうにも林野庁より出向していただいております。

子ども未来学部では、目的は郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力を持った子供の育成とありますが、対象は5月から翌年の3月までですが、4つのテーマがあります。親子米粉パンづくり、親子陶芸教室、うきは市寺子屋、また4つ目が鷹取登山、壱岐島夏休み感動体験——海の感動体験です。そして、それを基に子ども議会をやっておりますし、その後が大学の閉講式になっているわけですが。この林野庁といふところについてちょっと調べておりますので、これも申し上げますけど、林野庁は森林の保護、培養、それから林産物の安定供給の確保をするところ、林業の発展を培うところ、それから林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図るところを任務とする農林水産省の外局であるといふことであります。

そこで、うきは市では約半分程度を森林が占めていると思ひますが、この中で仮称森林学校の学習体験をと思ひた次第です。内容は、山の活用法とか、森林の重要性、水との関わり、林業についてとか、木材のことを知る、それから木造建築のことを知る、いろんな木の活用法。例えばイチョウの木はまないた、キリは履物、サクラの木は薄ピンク色でベンチ等にも適しておりますし、ケヤキの大きな幹はくりぬいて太鼓等を作ることもできます。スギの木は皆さん御存じのように、建築の材料です。また、山での常識。私が一番危惧しておりますのは、今、山が安くて、素人さんが山を買いあさっているといふところもあると思ひますが、火の取り扱い方について、山火事の危険性が非常に大事だと日々思っております。子供たちに山についての興味を持っていただく機会、山並みの学びの場になると思ひますので、そういうことを思ひた次第でございます。

今、森林の資源が充実しておって、間伐や主伐、造林等の事業量の増大が見込まれる中に、若者を中心に新規就農者の確保及び育成が喫緊の課題となっており、そこで全国的に高校や大学、また都道府県での林業技術や研修機関により、森林林業に関する人材を育成しているとのことをごさいます。各地で学校や研修機関が設立されているそうです。森林業は今後の大切な資源業種の1つになり、目を向けて育成する必要があるということだと思っております。

昔は、森林は非常に発展的でありましたが、そういう時代がまたやってくるということだろうと思っておりますが、海外では異常気象で山火事等も発生しておりますが、今年の3月、4月、5月と建築資材が非常に不足し、資材が輸入できなかった、資材の輸入が、全く入らない時期がございました。それで建築業も仕事をされずストップ状態の時期が続いたわけですが、幾らか進んだところ、免れずストップになったところ、いろいろあり、価格も非常に高騰しました。結局ウッドショックですね。こういうことで、建築用の木材の供給が需要に追いつかない状態が続いております。

こういうことでありますので、うきはは森林が、立派な木が非常にあるわけですが、こういうことからして、もう目を向ける時代が、もう早く目を向けなくてはいけないんですが、そういう時代が来たというところで、子供たちにも森林に関わっていただきたいという思いからでございます。

壱岐島の海の体験と同様に鷹取登山プラス森林学校、木についての学習、また山や谷の生物についても勉強していったらいいのかと思っておりますが、仮称の森林学校、それを付け加えていただいたらどうかという質問でございます。1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民大学講座について、子ども未来学部の講座についての御質問をいただきました。

子ども未来学部では、郷土を愛し、心豊かでたくましく生きる力を持った青少年を育てることを教育目標としているところであります。そのためには、うきは市内外の自然や歴史、文化に触れ、様々な体験活動に意欲的に取り組んだり、規範に基づいて集団行動を取ったりすることで思いやりの心や自立心、規範意識を育み、体力、精神力を鍛えることが重要だと考えております。

議員から御提案ありました、「森を守り自然を知る」、森林学校の体験学習につきましては、子ども未来学部の教育目標に沿うような講座となりますので、今後、参考にさせていただきたいと考えております。

今年度は中止となりましたが、例年開催をしております子ども未来学部主催の鷹取登山は、吉井山の会の皆さんのサポートもいただきながら、登山の楽しさやうきはの山を知ること、環境を守ることのきっかけにつながるような機会となっております。また、今年度、新規事業として浮

羽町の田箆グラウンドで防災・キャンプ教室の実施を計画しております。この事業の目的も、うきはの大自然に触れながら防災やキャンプに関する学びを創出する機会と捉えておりますが、もう一步踏み込んで、これまで林業に携わってこられた方をお招きし、うきはの森林に関する歴史や知識を学べるような講話や、実体験できるメニューを組み込んでいくことも検討しております。

今後も、うきは市の自然を愛し、自慢できるふるさと「うきは」に自信と誇りを持ち、さらにはうきはのまちづくりにつながっていくような様々な学習の機会を提供していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） この森林学校は、本当に立派な山の木がたくさんあるのに利用されない。また、今年は先ほど申しましたように、輸入材が非常に不足して建築が前に進まない。そういうこともありましたし、この山や森を放置していくわけにはいかないという思いも強まりました。それで、次代を担う子供たちに目を向けていただくだけでも非常に進歩があるのではなかろうかと思っております。それで、ぜひ小さなところからでもよろしいですし、また森林に関わる方、市長が先ほどから申されましたように、関わる方の講演、それから楽しい生き物についても話してみたり、そういうことからして、子供に少しではなく、多く目を向けていただきたいということでございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

こういうことでありますから、私も非常にうれしく思います。ぜひ担当の方も大変でしょうが、体験者、そういう方の生の声を活用しながらやっていくということも非常に森林学校として前に進むと思っておりますので、そういう方の協力も得ながら、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。山のこと、海のことを知りながら、子供たちの講座が進んでいく、市民大学講座の子ども未来学部が進んでいく、そして将来につけての森林のことにも目が行くということであれば、なおさらうれしいことだと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、4番のプレミアム付商品券発売業務についてでございます。

うきは市の商工会でプレミアム付商品券を毎年発売しております。発売業務に追われ、通常の商工業の発展のための業務が停止しているようでありました、発売時ですね。発売業務についての支援策はできないのかという質問です。

たまたま私が商工会の会員でありますので、浮羽のほうに行きましたら、もう通常業務が停止状態でてんやわんやでございました。プレミアム付商品券は3億5,000万円発売でありますし、スマホ発売が2億円、紙ベースが1億5,000万円であります。紙ベースの発売が1週間から10日あると思っておりますが、商工会で発売をいたしております。お一人、最高額5万円ということですので、5万円で計算しても1,500人分、それ以下の方もたくさんおられますので、1日、1週間として考えますと214人以上の方が、あの窓口に来られるわけでございま

す。

申込みから発売までがありますが、ここ1週間、10日が本当にてんやわんやで、通常業務は全くしておられないような状況でございます。土日も発売してると思いますが、プレミアム付商品券は、うきは市が25%ですが、朝倉が20%、田主丸、久留米あたりが20%、筑後が20%、福岡が20%、春日市が30%、調べたところありますね。それから青森市が30%。発売の方法は郵便局で発売等をしているところもありますし、福岡辺りはテナントとか商店街連合会で発売もされておるようです。

委託先で販売等をするということになれば、経費もかかりますし、以前、うきは市も先のほうでは他で販売をしていただいた経緯もあるみたいですが、収支が合わなかったこともあったと聞いております。そうであれば、間違いがありますので考えものです。委託をすれば委託料も生じますので、7日間から10日ぐらいの間ですから、行政のほうでその間、ちょっと人的支援をしていただけたら非常に助かるかなと思っておりますが、通常業務がストップであるということは、商工会というのは商工業者の方のための商工会でもありますし、通常業務は全くされていられないような状況でしたので、このことに対して何か支援策ができないかどうかのお尋ねでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまプレミアム付商品券発売業務について、うきは市商工会でのプレミアム付商品券発売業務で通常の商工業発展のための業務が停止しているの、発売業務についての支援策ができないかと、こういう御質問であります。うきは市商工会では地域経済の活性化のため、プレミアム付商品券を発行しております。令和3年度はプレミアム率25%と、プレミアム率が高く、多くの方が購入できるように1人当たりの購入上限額を10万円から5万円に変更するなどの改善を行い、販売をしました。その結果、御購入を希望される方も倍増し、事務が大幅に増大してしまいました。

商工会事務所で3密を避けるため、整理券の配布、入場制限を行い、本人確認の上、当選はがきとの引換え、購入金額の確認等、発行事務に時間がかかったところであります。このプレミアム付商品券につきましては、利用者の利便性を高めることや発行・管理業務の効率化を目指して、全国に先駆けて令和2年度からスマートフォンで利用できる電子版の「スマホ商品券」を導入いたしました。

この「スマホ商品券」は紙の商品券の業務と比較すると、発行や換金面で業務効率化が図られるとともに、新規利用者の増大にもつながっております。プレミアム付商品券が全てスマホ商品券にできれば事務は簡素化できますが、高齢者の方々には一定程度、紙の商品券発行の継続を望む声があり、スマホ商品券と紙の商品券発行の2つの事務がふくそうすることが課題となっております。

ります。

次年度以降のプレミアム付商品券発行業務の在り方につきましては、電子版「スマホ商品券」のメリットを生かしながら、商工会事務局と業務改善が図られないか協議を重ね、改善につなげていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。

私が現場を見て感じたところでありますので、商工会の方と協議をしていただいて、前向きないい対応があればそれを取っていただきたいと思います。ぜひよろしく願いをしておきます。全く業務が停止状態でした。

それでは、そういうところをお願いをするということで、最後に時間が4分ございます。今日は副市長に出席をいただいておりますので、私、4つの質問をいたしました。そのことについて何か質問の中で、どれのことでも結構ですが、感想とか、参考御意見がありましたら、一言お願いをしたいと思います。それを聞きまして終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 御指名ありがとうございます。

4点全体についてというお話ですけれども、一つ一つお話するにはちょっと時間がありませんので、総括してお話しさせていただきたいと思います。

議員、ほかの議員の方もそうですけれども、日頃からいろんな御提案、御指摘等いただいて、ありがたいと思っております。議員のお立場もありますし、一市民としてのお立場からの御発言等もいただいていると思っております。非常にありがたいところが素直な感想でございます。

先ほど例えばですけれども、公園のお話に関しましても、御指摘、御提案いただいてから、市の中でできることということで、こういった市の職員による「子育て世代職員による公園整備検討部会」というものも直後に開いて検討を行うなど、できる限りのところを市のほうも知恵を絞ってやらせていただいているところで、この辺については評価なり、御理解なりいただければなと思っております。

この公園の話以外についても、当然ながらさっき法律のお話も出ました。何かものを進めるときに法令による定めを確認したり、遵守したりとか、あと当然ながらお金、予算の制約もございます。また、こういった小さな自治体の組織でございますので、マンパワーの問題とかもあります。また、作る時はいいんですけれども、将来それを継続して維持していくことはできるかという将来的なところもちよっと考えないといけないということなので、一つ一つ、何か前に進めるかどうかというのを考えるときに、多岐にわたっていろいろ検討しないといけないと。そこで多分、議員が望まれてるような、ちょっとスピード感には達してないところがあるかもしれませ

んけれども、進められるところから、さっきの検討部会をつくったりとか、やれるところをやっておりますので、こういったところを評価いただければなと思って聞かせていただいたところで

す。

全体通して、こういった御意見があることが市の活性化にもつながりますので、本当にありがたく感じているところです。簡単ですが、以上でコメントとさせていただきます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 副市長、ありがとうございました。

いろいろな方面から御感想いただいたりすることが私も参考になりますので、依頼したわけでございます。市長も副市長もお忙しいとは思いますが、こういう質問、皆さんの質問もありますが、なるべく関わっていただいて、副市長もアドバイスをいただけたら幸いかと思います。よろしくお願いをしておきます。

それでは、私、9番の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

.....

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時16分休憩

.....

午後0時29分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、野鶴修議員の発言を許可します。3番、野鶴修議員。

○議員（3番 野鶴 修君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問したいと思います。

まず質問する前に、新型コロナウイルス感染症対策並びに新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、市長をはじめとする執行部の皆さん、並びに医療従事者関係の皆さんの並々ならぬ御努力を賜っておりまして、大きな事故もなく、確実にうきは市におきましてもワクチン接種が終えられていることに関し、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。この場を借りまして、一市民としてお礼申し上げたいと思います。

それでは、早速ですけど一般質問に入らせていただきます。今回は3点に絞って質問させていただきます。本来であれば一点一点じっくり時間をかけて質問したいわけでありまして、どれも重要な問題ではございますが、予算編成前にどうしてもこれだけは言っておきたいというふうなこともありましたので、今回3本に絞って質問させていただくことにしました。

まず1点目でございますけど、若者（働く世代や子育て世代）が住みたくなるまちづくりについてであります。

地方創生のルネッサンス戦略の課題は、地方における人口減少の歯止めになるというふうに思っております。そのための一番の課題は、やはり働く世代、子育て世代の若者がうきは市に移住、定住したいと思えるようなまちづくりではないかというふうに以前から私は言っておりました。しかしながら、うきは市のルネッサンス戦略の施策につきましては、多くは大都市から人を呼び込むというふうなことが中心であって、うきは市民にとって住みたくなる、住んでよかったと思えるような施策が取られてないというふうな、そんな感じを私個人、受けているわけでありまして。

うきは市から若者が離れていく原因の1つに、やっぱり子育て支援の環境というのがほかの市町村に比べて十分ではないというふうなことを感じておるわけでありまして。そんな中、市長はまたかとお思いかもしれませんが、やはり3歳以上就学前児童の医療費完全無料化や小・中学生の入院費無料化、3歳以上就学前児童、小・中学生までの通院医療費無料化、もっと言えば、高校生までの入院費の助成など、医療体制というのが充実していないこのうきは市にとっては、当然行うべき施策ではないかというふうに思うわけでありまして。その点について、再度、市長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

この問題につきましては、今年の12月も同じ質問をさせていただきました。しかしながら、これまでの市長の答弁において、どうしても私個人、納得できない部分がありますので、再度、確認の意味で市長の答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま若者が住みたくなるまちづくりについて、子ども医療費の市独自支援に関する御質問をいただきました。

うきは市の3歳以上の子供の医療制度につきましては、3歳以上小学校就学前までは自己負担額が通院で月600円、入院は無料、小学生の自己負担額は通院が月1,200円、入院が月7日間の限度で1日500円、中学生の自己負担額は通院が月1,600円、入院が月7日間の限度で1日500円であります。中学生につきましては、今年の4月から通院の制度を新設しましたので、通院、入院とも支援の対象となっているところでございます。

3歳以上小学校就学前までの通院の自己負担が県の制度では月800円であることに對しまして、うきは市は600円としていること、入院の自己負担額が県の制度では月7日間の限度で1日500円に對して、うきは市は無料としております。また、県では3歳以上の制度において所得制限を設けておりますが、うきは市は所得制限を設けておりません。

このように、うきは市におきましては、独自の支援ができていますものと考えております。市の財政負担につきましては、令和2年度が新型コロナウイルス感染症に起因して受診を控えた影響

がありますので、令和元年度の決算ベースで説明いたしますと、医療費が7,149万7,000円に対しまして、市の独自支援分を除く県の負担割合が2分の1の3,333万7,000円、差引き、市の財政負担が3,816万円、また今年度新設した中学生の通院制度においては、県の2分の1の負担分を除いた市の負担を600万円としており、令和3年度予算では市の財政負担を4,277万円と見込んでおります。

議員御指摘のとおり、うきは市が将来的に人口を維持していくためには、働く世代や子育て世代の若者が住みたくなるまちづくりの環境整備が重要なことであると認識しておりますが、県の補助対象外での市独自制度の拡充につきましては、将来にわたり制度を維持していくことが求められ、恒久的な予算が伴うことにもなりますので、今後も慎重に検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 毎回、市長の答弁は同じものでありまして、確かに市長の言わんとしていることも理解はできます。しかしながら、12月議会の中で私は市長に申し上げたと思っております。この3歳以上就学前児童の通院費の600円でありますけど、この通院費600円の自己負担がある市町村というのは、福岡県下60市町村の中でも27市町村が、今言いますように、600円の自己負担を取っておると。残りの33市町村は既にこの分はもう完全に無料化という事態になっているわけでありまして。ほかの市町村に先駆けて、うきはだけ完全無料化を実施してくださいと、私はやっぱりお願いしているわけではありません。もう既に福岡県で半分以上の市町村が3歳以上就学前児童の通院費の600円については、もう負担は取っていないという、そういった事実があるわけでありまして。

これ、そういったことを考えたときに、うきは市を考えると、やっぱり病院の体制、ほかの市町村に比べて進んでいるという感じは全く受けておりません。どうしても何かあれば久留米市のほうとか、日田市のほうに連れて行かなければならないと。そういったふうに、非常に医療環境においては、うきは市というのは遅れている市町村ではないかなと。さらにこういった自己負担についてもほかの市町村、33市町村が既に無料化を実現しているのに対して、いまだうきは市については600円の自己負担を取っておるとというのが、どうしてもやっぱり私は納得できない部分であります。何とかこの部分を解消できないものかなと。

市長も先ほど予算の財政の問題を言いました。この部分については、一応私も担当のほうにもお願いをして、財政関係調べてもらっております。令和元年度におきましてのベースでいくと、この600円をもしうきは市が負担するとなった場合は、大体529万9,000円、約530万円、これがうきは市の負担分になると。ただ、令和2年度ベースでいきますとやっぱりコロナ関係で病院に通うとか、病院に連れて行く関係が少なくなったのか、393万円、約

390万円ぐらい、うきは市が自己負担をしてやれば、この3歳以上就学前児童の通院費の自己負担、これは無料化と。そうなってくると就学前児童については完全無料化がほぼ実施できるのではないかなど、こういうふうに考えておるわけでありませぬ。

確かに県の助成額というのは800円ということですが、それをうきは市は600円にしていますということですが、何度も言いますが、もうこれを無料化にしている市町村が33市町村あるという、この事実をもう一度やっぱり市長はしっかりと受け止めてほしいなというふうに私は思っております。ぜひともお願いしたいと思っております。

また、小・中学生の入院費の関係でもありますが、これも同様、先ほど市長言いましたように、500円の月7日の負担という自己負担があります。ただ、この小・中学生までの入院費の自己負担額500円を無料にしている市町村につきましても、県下の60市町村のうち、既に26市町村がもうこの自己負担なしと、小・中学生の入院費の500円の自己負担もゼロと。さらには先ほど言いました、3歳以上未就学児の通院費の600円の自己負担もゼロと。もう既に両方合わせたところでも26市町村はこれを実施しているわけでありませぬ。もう約半分の市町村が実施しておると。なぜうきは市ができないのかと。ほかの市町村も恒常的にこのお金、経費というのは必要になっているわけでありませぬ。うきは市だけがするわけではありませぬので、ぜひともこれは来年度、考えてもらいたいと。福岡市や北九州市でさえも小・中学生の入院費の自己負担500円、これについては免除と、負担金なしというふうな体制がもう既に取られているわけでありませぬ。だから、何もうきは市だけやってくさいと、そういったことを私はお願いしているわけではありませぬので、ぜひとも御検討のほど、お願いをしたいと思っております。

再度、その辺について市長のお考えをお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） この問題については、昨年12月、議員のほうから御指摘をいただきましたし、過去では岩淵議員のほうからも度々この問題については指摘をいただいているところであります。

そういう中に、議員御指摘のように、子育てに優しい町をアピールするのはすごく重要な観点であります。そういう点では、前回も答弁させていただきましたんですけども、子育て支援では、結局、医療費だけではなくて、ほかにも多々あるわけですね。例えば今年の4月から新しい制度でしたのが、任意接種である季節性インフルエンザの予防接種についても、今年度から小学生、中学生の助成額を2,000円から3,000円に引き上げております。そのほか、私どもの保健課の職員がこういうチラシを使って市民の皆さんにアピールしてまます。これだけ子育てに優しい支援をやってまますよと。

ちょっと一部紹介をさせていただきますと、まず妊娠中の皆さんについては、妊婦の歯科健康

検診が無料であります。ほかはほとんどない施策であります。それから、産後におきましては赤ちゃんの聴覚検査の費用を助成しております。そしてまた、産婦健康診査の費用も助成しております。それから、産後ケア事業も実施しているところであります。そして、子育てにおきましては、先ほどの季節性インフルエンザの費用の1,000円アップもありますが、おたふく風邪の任意予防接種の費用の自己負担額も全額助成をしております。それから、非常に珍しいんですが、目の屈折検査の導入、1歳半、3歳児の健診、こういうこともやっています。そしてまた、ウッドスタートということで、木のぬくもり、木の商品をお子さんにプレゼントするなど、多種多様の子育て支援施策をやっている中で、いろいろ検討させて、取組をさせていただいております。

度々御紹介しますように、庁舎内に「子育て・少子化対策に係る関係者協議の場」というのがありますので、議員の御指摘についてもその協議の場で取り上げて、いろいろ議論をさせていただいております。

そういうことで、議員の御指摘は、うきはがかなり多方面に子育て支援策やってるけど、やっぱり議員の御指摘はもっと目立って、1本に絞って、集中的にアピールしたほうがいいんじゃないかという思いもあるんじゃないかなと、このように思いますが、そういうことも含めまして、協議の場で引き続き議員の御指摘については協議をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） まさしく今、市長が言われたとおりであります。今、市長が3つ、4つ、いろんなくきは独自の施策ということで、前回もそういった施策についてお話を聞いております。

しかしながら、非常にやっぱり分かりづらい。市民にとって、例えば妊産婦の歯科健診は無料ですよとか、先ほど言ったおたふく風邪何とかのワクチンの部分についても補助してますよとか、そういう非常に分かりづらい施策をするよりも、もうどこでもやってる、まず子供の医療費、自己負担は取りませんよと。もっと分かりやすい、市民にとってやっぱりすぐ分かりやすい、そして利用者も特定のじゃなくて、子供を持ってる親の人たちにとっては、もう子供さんはいつかかるか分からないわけですから、いつ利用するかも分からないわけですから、非常にやっぱりそういった分かりやすい施策をもっと実現したらどうかと。ほかのところはやってないようなことを、これやってないからということでやるのではなくて、やっぱりほかのところはやってるところは当然うきはもやっていると。

だから、今やってることをやめなさいと言っているわけではありません。当然、今やっていることはやってることで非常にいいことだと思うんですけど、もっともっとほかのところはやって

ることはやっぱり当然うきはもやるんですよと、うきはもやってますよと言えるように。私たち聞かれたときに非常に答えようがないんですよ。何でうきはは、ここは自己負担が要るとですかとか、例えば聞かれたときに、いや、県の制度はここまでいってない、これもうきはのほうでまだ頑張ってるほうです、でも、よそに行ったらただですよって言われたときに、どう答えていいかも分からない。やっぱり半数以上の市町村が実施してるような、そういった施策は、このうきはにはやっぱりぜひとも取り入れてもらいたいと、そういうふうに考えておるわけでありまして。

先ほど市長の答弁の中にもありました。子育て世代とか、そういった世代にとってやっぱり子供、子育てに優しいまちづくりといったときに、医療費助成だけではないと。そのほかにも移住、定住支援、あるいはパートナー支援、出産支援、家庭支援、保育所等の支援、就学支援、そういったいろんな支援を行っているというふうなことも言われておりますけど、やっぱり分かりやすい、そういった支援策、先ほどの話の中にもありました少子化プロジェクトチームを結成して、その中でも医療費の軽減については大きな議論の場としていると。これは前回の回答の中にもありました。じゃあその協議の結果はどうなっているんでしょうか、全く報告がないわけでありまして。今、どのような議論がなされて、例えばこの医療費の問題について話が進められているのか。もしよかったら、その辺についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員御指摘は、3歳以上から就学前のうきは市、600円、これを無料にできないかという話でいきます。

今、手元に筑後地域、そして朝倉の子ども医療費の支給状況について、表があるわけがございます。完全に今、無料化に進んでるのが大木町、広川町のみであります。議員は全てとは言ってなくて、この600円について今、私のほうに質問をされてるんですけども、基本的にこういう大木町とか広川町の先進地にこの支援の効果がどういうものがあるのかというのを今、担当のほうで調査をさせていただいております。

先ほども答弁させていただきましたように、この手の話、要するに本来ならば国が統一的にやるべき話が、何かそこらが非常にちょっと弱くなって、市町村間の競争をあおってるようなところがあります。そういう面でいくと、この制度は将来にわたって維持していくことが求められ、逆戻りはできません。恒久的な予算が伴うこともありますので、十二分にその費用対効果と申しますか、そういう効果を今、調査をさせていただいてるところであります。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 調査中ということであります。逆に言えば、この調査というか、子供の自己負担分ですから、調査すれば当然、自己負担のない親御さんにとっては非常に便利なことだと思います。だから何をどのような形で調査して納得されるのかというのは、ちょっとよ

く私自身、分からないところもあるわけですが、いずれにしてもこの部分については福岡県33市町村がもう既に無償化になっておると。

できれば、これ1点だけじゃなくて、私とすれば、あと小・中学生の入院費500円、この部分まで何とかできないかなというふうに、一遍に高校生とか、そういったところまで望んでも確かに財政的な問題もあってできないと思います。それで小・中学生の入院費の関係、実を言いますと、令和元年度の小・中学生の入院費にかかっている財政というのは、2つ合わせても個人負担が出てる部分は10万円程度なんです。だから非常にやっぱりこの部分というのは財政的な負担の圧迫というのはそこまで大きいものじゃないのかなという気がしております。

ただ小・中学生の通院費までとなってきましたと、先ほど市長が言いましたように、小学生1,200円、中学生1,600円と、この部分の負担ということでかなり大きくなって、両方合わせれば年間2,000万円程度の財政が要するというふうなことになってくるかと思っておりますので、これは簡単に一長一短、すぐにできるものではないと思っておりますけど、先ほど何度もお願いしてまますように、3歳以上未就学児の通院費の自己負担、さらには小・中学生の入院費の500円の負担、この部分だけでも、これは財政的にやっても600万円ぐらいで収まるものでありますので、ぜひともほかの市町村に、いろいろ調査中ということではありますが、後れを取らないようにやっていただきたいなというふうな気がしております。

だから、もう再三、少子化プロジェクトチームの中で医療費の軽減等についても検討しているという、議論の対象にもしているということをお聞きしますが、どんどんほかの市町村ではそれがやっぱり進んでいっているわけです。北九州市につきましては、市長も御存じのとおり、来年1月から高校生まで今度、助成の枠を広げております。そういうふうに北九州市とかでも高校生まで助成の枠を広げるというふうに、どんどんほかの市町村はこういった助成が進んでいっているわけです。何かしらうきはは全く最近、こういった医療助成に関してが平成28年10月にほかの市町村に先駆けてうきははこういった医療費の助成をやったと言いますが、その平成28年10月以降、今度はうきはははずっとほかの市町村から後れを取ってきていると。これはやっぱり何とかしなければならぬんじゃないかなというふうな気がしておりますので、ぜひとも来年の予算におきましては、この部分が何とか少しは変わったなというふうに反映されるように、この場を借りて再度、市長のほうにお願いをしておきたいというふうに思います。

今回、3項目予定しておりますので、ちょっと時間の都合上、ぜひとも最後にお願ひした点を再度、市長のほうで検討をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の児童公園の設置とうきはは市独自の特色ある公園の整備等についてですが、児童公園のことにつきましては、午前中の上野議員の質問の中でも若干触れられておりましたが、この問題については去年の9月議会の中で上野議員が質問されております。そのときの

回答としましても、市内に12の公園があり、浮羽町域のほとんどが市の周辺部に位置し、吉井町域については山間部の百年公園を除いていずれも市の中心部に近く、比較的小規模な施設となっていると。うきは市まちづくり市民アンケートにおいても、どの世代でも気軽に利用できる公園の設置の要望が寄せられていたというふうな回答がっております。

その回答の後に、さらにはうきは市の児童公園を現在、るり色ふるさと館横の吉井グラウンドを活用することで検討しているという市長の回答もっております。この吉井グラウンドで検討しておるといふ児童公園について、現在どのような進捗状況であるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと2点目ですが、今回、私が提案したいのは、うきは市公園等の設備につきましても、スポーツ環境の特色を持った市独自の特色ある公園整備ができないものかということであります。

なぜ今回、このような質問を行ったかといいますと、市長も先日開催されました2020東京オリンピックを見られたと思いますけど、新しい競技であるスケボー等におきまして、13歳の少女が見事、金メダルを獲得したという報道がなされました。しかしながら、そのとき、どっかの番組で見たんですけど、解説者の人が言われていたのが、スケボー等の、あるいはスポーツとして見れば、今はスポーツとして見てますけど、スケボー等の遊びを普通の場所で行って、ああいうことをやってたら、非常に危険だし、スケボーというのは物すごい音がするんですよ。騒音も相当するし、今度はいろんな施設の破損、そういったものもあるので、周りの人たちに迷惑をかけてしまうと。非常にそこが難しい問題であるというふうなことも言っておられました。

20年前の話になりますけど、私が道の駅にいた頃にも、やはり近所の中学生が夕方になるとスケボーを持って四、五人集まって、道の駅は6時で一応閉まりますので、物産館前の駐車場、あそこは夜中まで明々と外灯もついておりますし、よく遊びに来てたんですよ。その頃、近所の人からやっぱり夜中になるとうるさいと、何とかしてくれということで苦情が出まして、実際、私たちもそれで夜中まで張り込んで、そういった中学生たちといろいろ話合いを行った記憶があります。

しかしながら、子供たちに言わせると、自分たちは別に悪いことはしてないと。ただ、そうやってスケボーとかして遊びたい場所がないんだと。だから、ここは公共の場でもあるし、夜でも外灯があって、ここなら誰にも迷惑かけないだろうと思って、ここでしていると。ぜひとも使わせてほしいという、そういった話合いもしました。

そのとき結局、時間を、ほんなら8時までならよかろうと、6時には終わるけど、それから8時ぐらいまでならそんなにうるさいこともないし、いいだろうと、時間を制限したり、やっぱりいろいろ破損したりするので、自分たちで全て道具は持ってこいというふうなことで、道の駅にその道具は置かせてあげたわけですけど、そういったことをして、そういう遊び場の提供とい

うのもやった経験、今思えば、あのスケボーが今、オリンピックの競技になったんだなというふうに感じております。

今回、私が提案したいのは、うきはに12か所の公園はあります。ただ、どの公園も位置的に非常に寄りつきにくい場所にあるし、利用したくなるような整備というか、設備というか、そういったものがないなというのを感じております。どこの公園に行っても同じように空き地があって、児童が遊ぶような、さびついたような遊具がぽんっとあるだけと。そんなふうな整備しかなくされておられません。やっぱり時代とともに子供たちの公園に対するニーズ、子供たちに限らず、あらゆる世代のニーズというのは変わってくるんじゃないかなと、そんなふうな気がしております。

それで、どの世代でも気軽に利用できる公園の設置ということを考えますと、そういった小学生とか、児童、小学生、高校生までが一緒になって楽しめるような公園の設備というか、設置というか、そういったものが必要じゃないかなと。だから例えばスケボーができるスケボー専用の公園を作る。今回、オリンピックでも3X3と、バスケの昔、3オン3と言ってたんですけど、ハーフコートを利用した競技ができる公園という。要するに遊び感覚でできるスポーツというか、そういったものをやっぱり公園に設備してほしいというか、そういった考えの公園を幾つか、その地形に合わせて作ったらどうかなというのが今回の私の提案であります。

藤波ダム公園のように、ちょっと山奥の中のほうに入ったところは、今、毎年春になると草切りで皆さん、汗流してもらってますけど、あそこなんかは土を盛ったりどしたりすると、自転車のモトクロスというか、自転車でこういった飛んだり跳ねたりするような、ああいう施設もできるんじゃないかなと。だから、そういうふう公園の特色、地形を生かして、そしてそういう専門的なやつをそれぞれに作ってあげたら、もっと魅力あるうきは市の公園になっていくんじゃないかなというふうに思います。そういうような考えで公園整備を行ってほしいと思いますけど、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま児童公園の設置と、うきは市独自の特色ある公園の整備等につきまして、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が児童公園の設置についての御質問であります。先ほど上野議員からの一般質問において、同様の質問がございましたので、要点のみお答えさせていただきたいと思います。

議員御指摘の公園の設置につきましては、市役所の子育て世代職員11名からなる「子育て世代職員による公園整備検討部会」を令和3年1月に立ち上げ、子育て支援公園について検討をしてきたところであります。検討部会からは、子供が走り回って遊べ、大人も安心して見守ることのできる「芝生広場エリア」と、子供が飽きずに遊ぶことができ、各年代の子供が安全に遊べる

「遊具等のエリア」が必要とする意見や、吉井体育センター横の吉井グラウンドにおいて必要な施設の整備が十分にできない場合には、吉井百年公園や藤波ダム公園等、既存の公園も含めて広く検討を行ってほしいとの意見がありました。

市としまして、子育て支援公園の必要性については十分認識をしており、今回出されました「子育て世代職員による公園整備検討部会」の意見等も考慮し、引き続き、子育て支援公園の在り方などについて議論を深めてまいりたいと考えております。

2点目のスポーツ環境が整った、特色を持った市独自の公園整備ができないかと、このような御質問でありました。「第2次うきは市総合計画」では、スポーツに関する基本方針として、多くの市民がスポーツやレクリエーションに参加できるスポーツ行事の充実や各種スポーツ団体への支援、体育施設の整備など、スポーツ環境を整えることとしております。

現在、うきは市のスポーツ施設は、うきはアリーナ、スポーツアイランド、浮羽体育センター、船越運動公園など、ある程度充実しているのではないかと考えております。今、議員の御指摘のあったとおり、東京オリンピックが開催され、正式種目となったスケートボード、自転車BMX、3人制バスケットボール、スポーツクライミングなどは、若い方に人気のある競技で、今後さらに競技人口が増えていくのではないかと考えられます。

スケートボードでは、日本人選手の活躍が目立ちました。スケートボード男子ストリートで金メダルを獲得した堀米選手は会見で、「日本はスケートボードが禁止の場所が多いので、公園でもスケートボードができるようになって、スケートパークももっとよい環境が増えていってくれたらと思う」と話しておられました。今後、うきは市において公園やスポーツ施設などの整備検討の際には、これまでの機能だけではなくて、議員が御提案されてるような内容も含め、また市民の皆様の声も反映させた整備が必要であると、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 今、市長の答弁の中で私の言いたいことが半分以上、もう含まれていたというふうに感じております。非常に確かにスポーツ環境というか、スポーツ施設としての整備、これはやっぱりある程度充実してきてますし、できてるものというふうに感じておりますけど、やっぱりちょっと裏を返すというか、ちょっと考えると、今言いましたように、スケボーとか、3X3とか、それ以外にバイクのBMX、何かああいうスポーツと遊びのちょうどはぎまにあるような、そういったことが自由にできる施設というか、そういったものがやっぱり今、ネット等で日本の各地調べても、本当にありません。

先ほどオリンピックのスケボーの金メダルとった選手の話があったように、やっぱり公園等では逆にスケボーとか禁止になってる公園がほとんど。だから禁止するんじゃなくて、じゃあここはその専用の公園ですよという、ちょっと視点を変えてもらって、何かそういう面白い公園を

うきは市から、うきは市に行くところな施設の公園がいっぱいあるよという、それぞれ特色のある施設の公園をぜひとも何かそういったのをしてもらおうと、やっぱり子供を育てる世代の若者とかにとっては親子で一緒に楽しめる、それもわざわざスポーツ施設に行つて、どっかの部に所属しないとスポーツができないとか、そういう感覚じゃなくて、公園に行つて遊べる。そういったところの公園に人がいっぱい集まってくる。それでお互いがそこでまたいろんな情報を得たり、練習をやったりとか、そうすることによって、そこでまた活気が生まれてくると。

こういう発想の下に公園設備というか、公園整備をいろいろ考えていったらどうかなという。だから、もう言うように、別に市の公園設備検討部会をばかにしてるわけじゃありませんけど、子供が走り回る、緑があつて、遊具があつてと。そんなありきたりの公園の発想からもう一步やっぱり抜け出して、うきはは面白いと、そういった公園を地図に落として、ここの公園はこういった専門的なことができますよとか、そういう発想を持たせることによって、ここ、うきはに行くといろんなこと楽しめるじゃないかと。そういう遊具施設だけじゃなくてもいいんです。例えば広々としたところがあれば、今はドローンなんかも非常に興味を持って飛ばしてる人がいっぱいいるんですよ。だから、遊びとしてドローンゴルフとか、そういった競技もあるわけです。ドローン飛ばして、広場の中でいろいろゴルフ感覚で、多分そこに物を落としていくんだと思うんですけど、そういった競技なんかもありますので、ここはそういったことをやってもいい公園だよと。そういうふうなことを今後、公園を整備するに当たつて、ぜひともそういったことを考えてやっていていただきたいというふうに思います。

最後に一言だけ。後の時間がありますので、お願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 本当に議員らしい斬新な御提案だと、このように思つてます。ただ、公設の公園で、どちらかというスケートボード等、非常に危険が伴いますよね。設置者の管理責任というのは当然問われるし、そこにインストラクターをつけるかという、また財政的な問題もあると。いろんな課題があつてなかなか広がらないというのが実態ではないかなと思つてます。

そういうことも含めまして、今度、そういう公園整備に当たつては、そういう視点も含めましてしっかり検討させていただきたいと、このように思つています。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） ぜひともお願いしたいと思つてます。確かに今言われましたように、公設の公園とかで事故が起きれば、その事故責任とか、そういった問題も出てくるかと思つてます。ただ、どこまでやったら、じゃあ事故が起きるのか起きないのか、これもまた非常に判断の難しいところだとは思つてますが、そういったことをいろいろやられているような方々とも協議をさせていただきながら、この程度までは当然設置してもいいんじゃないかとかいうふうなことは検討

しながら、ただ、そういうやり方もあるということ発想の中にぜひとも入れていただいて、今後、検討をお願いしたいというふうに思います。

残りが20分になりました。もっと大きな課題が残っておりますので、次に行きたいと思いません。

3点目です。これまでこの問題につきましても何度も質問してきております。中山間地における農業生産基盤組織の確立と、中山間地の農業の象徴的な存在であります棚田の保全についてであります。

市長も御承知のとおりかと思えますけど、中山間地の農業生産を担う農家の方というか、非常に高齢化、要はもう後継者もいないと、担い手がいないということで、今や危機的な状況が差し迫っているんじゃないかなというふうに感じております。市長として今後、これから5年間、10年先の中山間地の農業を守っていくためには、どのような施策を検討しているのか、またその中山間地の、特に農業の象徴とも言える棚田、これはいろんな防災の面でも棚田ということは非常に重要な役割を担っているかと思うんですけど、この棚田の保全について具体的な検討を今現在なさっているのか、その点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま中山間地における農業生産基盤組織の確立と棚田保全等について、中山間地域の農業と守るための施策や棚田保全についての質問をいただきました。

まず冒頭に、先月の大雨、そして長雨の影響で、特にうきは市内、ブドウ、大豆、トマト等々の農作物の甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

そのような中、全国的にも農業を取り巻く環境は高齢化に伴う農業者の減少、担い手不足、農産物価格の低迷など、大変厳しい状況にあります。特に中山間地域では、野生鳥獣や異常気象等による農作物被害などもあり、課題が深刻化していると認識をしているところであります。うきは市の農業全般の対応として、これまで一般質問等でも答弁をさせていただきましたように、農業者が減少していく中、農地の集積・集約化の推進や、集落営農の組織強化、法人化の促進等が大きな課題であります。また、中山間地域の農地については、これまで整備状況なども異なっており、その状況に応じた今後の振興策を地域とともに検討する必要があると考えております。

市としましては、中山間地域の農地に対して、進入路や畦畔等の小規模な整備事業、それから山村振興補助金、中山間地域等直接支払交付金等の支援を行っておるところであります。また、小塩真美野地区での企業参入の実績等を参考に企業誘致等も推進しているところであります。その他の事業として、農業収入のほかに兼業収入を加えて生計を立てる移住者による半農半Xの取組についても、中山間地域の農地を活用できればと進めているところであります。

また、中山間地域の棚田保全につきましては、以前からお話ししてมาすように、棚田は作物を栽培する農地的な機能だけではなくて、景観や水源涵養機能や大雨時の治水的な機能等も果たしており、まさに守るべき農地だと考えております。中山間地域等直接支払交付金については、令和2年度から10地区の棚田について、棚田地域振興法により1反当たり1万円の棚田加算が新たに追加交付されているところでございます。

現在、中山間地域においては個人の農家の管理に加え、営農組織や棚田を守る会、棚田オーナー制度等により、地域と一体となって営農に取り組んでいるところであります。今後もこのような施策や取組を継続していくことで中山間地域の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） まさしくこちらのほうで想定される回答であったかなという気がしております。当然、山村振興補助金であるとか、中山間地等直接支払交付金、こういったものは国のほうも若干制度を変更していきながら、中山間地域等を守っていくための部分があるかと思ひます。ただ、一番の課題はやっぱり担い手、農業を担う担い手がいないということだと思ひております。市長がいつも言われるように、うきは市の基幹産業は農業ですと。私もそのとおりで思ひております。実際、農業が一番所得が上がるのかと、そういうわけではないかと思ひますけど、うきは市のイメージそのものというのはやっぱり農業だという気がしておりますので、そういった回答になるのかなと。

今まで市長といろいろやり取りをしていく中で、市長はうきは市の農業を守っていくということでもいつも言われたのが、農業生産品の付加価値を高めて、農業者の所得を増やしていくと。これが非常に重要なことであると。農業者の所得が増えてくれば農業の担い手も増えるだろうといった、そういった意味で農産品のブランド化ということに非常に力を注いできたんじゃないかなと思ひます。

私はそれはそれで非常に必要なことでもあるし、悪いことではないというふうには思ひているわけであります。ただ、今回、この問題を出しましたのは、やっぱり今、中山間地においてはブランド化するにしても、農産品を生産する基盤そのものがもう崩壊しているというふうには思ひておるわけだす。先ほどの回答の中でありましたように、営農組織、やっぱりもう個人個人の力量に頼っているのは、もうこの中山間地の農業というのはなくなってしまうんじゃないかなと、そういうことを一番危惧しているわけであります。

今回、私が提案したいのは、その営農組織です。以前の一般質問のときに私が言ったのは、レインボーファームをもう少し組織を強化して、そしてレインボーファームの中でそういったことを担ってもらいたいというふうなことも常々お願いして来ましたが、ちょっと今、どうもレイ

ンボーファームについてはそういった状況にもないように思っております。それで今回、私がぜひとも市長にお願いしたいのは、各中山間地の集落ごとに、集落が小さければもうちょっと大きな集落、幾つかの集落が固まったところでもいいかと思うんですけど、そういった集落ごとに営農組合を組織化することをぜひとも進めてもらいたいと、そういうふうに今思っております。

当然、営農組合を組織化しても、誰がするのかということかと思えます。なかなかそういったことを担っていくような、ましてやそういった営農化をつくっても、そこで働く人がいないというふうな状況もあるかと思えます。

そこでもう1点提案したいのが、特定地域づくり事業協同組合、これ、総務省がやってる事業であります。多分、市長はこういったことは詳しいですので分かってるかと思えますけど、この特定地域づくり事業協同組合制度、これは人口急減地域の皆様へということで、人口が非常に減ってきておる、そしてその地域の産業が成り立たなくなっている、そういったことを支援するための事業であります。例えば農繁期の人手を確保できないとか、安定した雇用機会を提供できないとか、求人しても応募がない。こういったことを何とかしようじゃないかということで、今、総務省がこの事業を進めております。これと、私が今回提案しております営農組合を各集落単位ぐらいにつくってもらおうと。この2つをセットにして、何かこういった生産基盤が確保できないかなというふうに思っております。

この特定地域づくり事業協同組合、これの一番大きな特徴につきましては、当然これをするには市町村が財政支援を行う。ただ市町村が財政支援をこれに行うということに対して、国がさらにその市町村に対して財政支援を行うという制度になっております。だから、丸々、市が財政を出さなくても、その半分は国から補ってもらおうというふうなことになってきます。

この特定地域づくり事業協同組合の組合員は、例えば農家個人でも入れますけど、やっぱり個人がなかなかこういう協同組合に参画するというのは難しいですので、そういった営農組織をそれぞれのところにつくっていただいて、その営農組織単位ぐらいで特定地域づくり事業協同組合の組合員になってもらおうと。その組合員が例えば農繁期に人が要るときに、ぜひ何名欲しいとかいうふうになれば、この組合からそこに人材を派遣すると。

この特定地域づくり事業協同組合の一番の特徴は、要するに農業というのは年間を通じて雇用があるわけじゃありません。忙しい時期、忙しくない時期、品種によっても忙しい時期がまたそれぞれ違います。だから、そういったのをここの組合を運営することによって、そういったいろんな人材を、1年間を通じて雇用ができると。その1人につき年間400万円の補助が出るというふうないろんな、私もまだ詳細については、この事業の内容を調査してませんが、やっぱりそういったことでもやって中山間の農業生産を、今後、棚田を守っていく人、今、棚田を守る会についてももう70を越してます。もう80近くなるような方たちも中でそれに参加してますけ

ど、いつまででも、5年、10年先はやっておられんというのが本音なんです。だから、そのところをこういう、国も若干いろんな事業を考えておるとお思いますので、こういった事業を使ってもやられたらどうかというふうに思います。市長の考えをお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま特定地域の事業協同組合の制度の話がありました。

私も非常に関心を持って、いち早く商工会とちょっと議論をしたことがあります。そしてまた、営農組織を活用すべきだというようなお話もあります。

今まで私は常々申し上げておりましたが、我が国の農政は2つの柱、2つの車輪と言ってもいいかもしれませんが、1つは農地集積・集約化をして規模拡大、いわゆるもうかる農業、強い農業をつくるという産業施策である農業施策と。そして、もう一つは庭先野菜と言ったら恐縮なんです、その延長線に中山間地の農地があるかと思いますが、やはり生きがいつくり、健康づくりのために庭先野菜をつくるという小さな農業、これが地域施策であり、農村施策、この農業施策と農村施策と、2つの柱、2つの車輪があるかと思いますが、今、この2つとも我が国の産業として非常に追い風、いい環境にあるのではないかと考えております。

1点目の農業施策については、御存じのように、日本の人口はだんだん減ってるんですが、世界人口を見ますと78億を超えました。やがて100億に達するだろうと、こういうことが予測されてるんですが、そうなりますと何が起きるか。食糧危機であります。やっぱり食糧安保という話が今、大いに議論されて、やっぱり日本の農業の受給率をどう高めるかというのが大きな話で上がってます。

それから2つ目が、今まさにコロナ禍にあって、我々の働き方、あるいは暮らしの見直しというのが出て、やっぱり東京の密を避けて地方でのんびり生活したいという田園回帰が出ております。今後、ますます新しい生活様式を求めて、その動きが加速してくるのではないかと。

それからもう一つは、SDGsの取組であったり、脱炭素化、いわゆるグリーン化社会の中でやっぱり農業、農村というのが非常に密接な不可分な関係にあって、今後、より一層、東京や都会から地方へ、そして農業に携わるような人が今後どんどん出てくるのではないかと、こういう認識を持っております。

そういう中で、私は常々思ってるのは、今後の農業というのは、農業の中核的担い手ある大規模農家や認定農業者の支援のみならず、中小、家族経営の農家、農業法人の従業員、小さな畑を耕してる高齢者、新規就農者や移住者の方、あるいは半農半Xの実践者、関係人口や交流人口など、都市と農村の新たな関係づくりを求めている方など、農業の多様な担い手に対する支援が重要になってくるとお思います。そういう延長線に事業協同組合もあると、このように考えております。

今後は、中山間地の農業を考えたときに多様な担い手とともに新たな地域共生社会を目指す、

こういう時期に来ていると思ってます。まだまだ理念、先走り具体的なあれになっておりませんが、そういうことで追い風が来てますので、本当にチャンスが今、巡ってると思ってますので、そういう思いで中山間地の農業振興に取り組んでいきたいと、このように考えてます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 時間がかかり押し迫ってます。今、市長が非常に、私に言わせると楽観的過ぎるなという感覚を受けてるんですよ。この問題を話し出したら、またあと1時間いただいても足りなくなるかなと思いますけど、例えば今回、農林水産省が方向転換して、先ほど言いましたように、農村を守っていくために荒廃地については放牧とか、緑地転換も、今回、もう認めていると。これも早めにうきは市としても進めてもらいたいと思います。

それに今、多様化しているという話の中で半農半Xの話も出ました。でも実際、半農半Xをネットとか、いろんな内容で調べて見ますと、本当に甘い。例えば田舎暮らしに憧れて作る、そういった人たちが自給自足の農業と本来やりたいことをやっていく、そういうことの組合せによっての半農半Xとかいうふうな話でいろいろ書いてますが、そんな人たちが本気で農業を守るかって、全く無理だと思ってます。もうあくまで自分の趣味の世界で庭先野菜を作る程度、そういったことしかできませんので。

そうじゃなくてやっぱり行政の責任としては、うきは市の中山間地、ましてや今度は浮羽町については過疎化というふうな、もう非常にやっぱり人口が急減しているというのが実態としてあるわけですから、そこの農業全体を守るって考えたときに、確かに今、市長が言われましたようにいろんな多様化してきて、いろんなそういうところをうまく利用してということもあるかと思うんですけど、私は逆に中山間地は中山間地の人でないと守れないと思うんですよ、基本は。ほかの人が、都会から来た人が守ろうと思っても、ああいう条件の悪い場所で誰が農業を長年ずっと、あと今後、守っていこうかと。私でさえ平たん部において、中山間地やら行ったら、うわ、こげなところすごくないという、やっぱりそんな感覚なんです。だから、もっとやっぱり中身をもっと少し市長として感じていただきたいというふうに私は思っております。

もう時間があんまりありませんですけど、そういった中でやっぱり中山間地の人自分たちのところは自分たちで守るんだということになってくると、まず地元でそういった営農組織を立ち上げる。そして、そこの中山間地の人たちだけで足りない人材をこういった特定地域づくり事業協同組合の中にいろんな人を登録させて、例えば今、地域おこし協力隊が外から来てるじゃないですか。そういった人間と同じように、そこに若者を登録させて、そういったいろんなところに会社感覚で手伝いに行かせるというふうな、何かそういった仕組みづくりをつくっていかないと、生産基盤というのはやっぱり守れないというふうな感じがしております。

この問題については今日で終わりではありません。今後さらに、やっぱりもう5年先を見据えて

真剣に何かアクションを起こしていかないと、5年後になって考えてたらもう手後れだと思いますので、今日のことを機会に真剣に生産組織をどげんしていくのか、中山間の農業をどうやって守っていくのかということをぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

時間が来ましたので、これをもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、3番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。1時45分より再開します。

午後1時30分休憩

午後1時45分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

10番、江藤芳光議員の発言を許可します。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それでは質問に入りたいと思います。

冒頭に、コロナに関する発言については、皆さんからそれぞれあっておりますので、私としては割愛をさせていただきます。早速質問に入らせていただきたいと思います。

昨年の12月議会以来の一般質問になります。よろしくお願ひします。今回は水をテーマに質問をさせていただきます。特に上水道事業につきましては、うきは市の将来を左右する極めて重大な政策課題でありますので、議員の皆さんも御一緒にお考えいただければというふうに思います。

じゃあ質問に入ります。

うきは市上水道事業について。

1点目が、市長は令和7年度に水道計画策定、令和10年度に県南広域水道企業団に加入との見解を示しております。うきは市の今後、将来を予測した少子高齢化及び人口減少等を踏まえ、この大事業に向け、市民への理解など、今なすべき対応策について伺います。

2つ目は、このスケジュールにより、事業に着手した場合において、財政負担など経営の推移を鑑みるに、議員としてもその責任は極めて重大でありまして、後世に禍根を残さぬように市長の決断に向けての見解をお伺ひいたします。答弁願ひします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市上水道事業について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が市民の理解を促進するための対応策についての御質問であります。今後の上水道事

業につきましては、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」において基本方針として「地域の状況を踏まえ、いつでも安全で良質な水が飲めるよう、水道施設整備等を計画的に進め、水の安定供給と経営の健全化を図る」としているところであります。小石原川ダムを水源として福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の基本計画の策定期間などについて、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。

併せて、上水道事業に対する市民の皆様の理解を深める取組も進めてまいります。これにつきましては、自治協議会の役員の方々との意見交換を踏まえ、特に若年層、子育て世代、女性層の市民の皆さんとの意見交換に取り組む予定としておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、意見交換を実施することが難しい状況が続いております。このような状況の中、直近では広報うきは8月1日号で地下水保全や上水道事業に係る特集を掲載し、うきは市の地下水の状況や上水道事業の必要性について周知するなど、広報紙やホームページでの情報発信に力を入れているところであります。引き続き、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、適宜、市民の皆様との意見交換について取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

2点目が財政負担を踏まえた上での上水道事業着手に関する見解についてであります。水道事業の経営は地方公営企業法によって独立採算制が取られておまして、使用水量に応じて加入者が支払っていただく料金収入を根幹として、その経費が賄われることになっております。つまり加入者が少なればなかなか採算が見込めず、経営として大きなリスクを抱えるということになります。したがって、速やかに上水道に加入するという方々の割合をしっかりと確保した上で事業に進んでいくことが大変重要になると、このように認識をしております。

一方で、うきは市では暮らしや産業に必要な水の多くが地下水により賄われている中で、地域全般としては水質のよさ、水量の豊富さが評価されていますが、一部に水質や水量に恵まれず、速やかな上水道整備を希望されている御家庭もあります。また、多くの御家庭では浅井戸を水源とされていることから、いろいろな事業により井戸枯れが発生することが懸念されますし、水質の面では、万が一、地表から汚染物質が混入すれば影響の広がりなどが懸念をされます。

これらのことから、地下水保全意識の普及啓発とともに、水に困っている人たちの状況や将来のリスクを周知することなどにより、市民の皆様には水の重要性を提起するとともに、上水道事業の必要性を御理解いただくよう、引き続き取り組んでまいります。

何より自然災害や新型コロナウイルスの世界的な蔓延など、変化する社会情勢に対応するためには、SDGsの理念の下、良質で豊富な「うきはの恵水」——恵まれた水を活用した持続可能なまちづくりを実現し、後世へ引き継いでいくことが大変重要だと考えております。今後とも優良な地域資源である地下水の保全、そして活用とともに、上水道事業に対する理解が深まりま

すよう取り組んでまいります。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それでは、具体的な質問に入らせていただきます。

最初に、皆さんにお配りをいたしております、水を生かしてというA3を間に挟んでの3枚の資料でございます。

まず表紙を御覧ください。これは平成元年、もう33年前ですか。私が県南水道企業団敷地内で一緒に仕事をしていた頃、ちょうど大牟田導水が完了した記念で福岡県南広域水道企業団発足15周年誌のプロローグに掲載された、これは浮羽町山北の賀茂神社、故熊懷嘉文宮司が描いた筑後川の恵みをうたった詩文であります。熊懷先生は浮羽中学校の校歌も作詞をされてるのは御存じだろうというふうに思います。

熊懷宮司のことは、我々の仲間であります熊懷議員が最も身近な存在であったというふうにお聞きしております。もうこの写しの配付は、県南水道企業団のほうに非公式にお伝えして、理解をいただいているというふうに認識をいたしております。この詩は、うきはの恵みの水の源流、そして地下水の一滴をあがめ、古来の叙情を語り継ぐ文化遺産として、私としても大切に保管をしているところでございます。この件については、紹介にとどめさせていただきたいと思います。

そこで、まずお聞きしたいのは、上水道整備の方向性についてであります。これについては、これ、ちょっと日付は、議員の皆様もそれぞれ配付されておりますのでお持ちになってると思います。この内容は、厚労省、生活基盤施設耐震化等交付金の取扱要領の改正に基づいております。1つは、広域化によって3団体以上ないと駄目だということについてと、それから、この補助事業等に関して、これが5年間延長になったということ。そういうことを受けまして、平成7年に水道計画、そして平成10年に県南水道企業団加入というスケジュール表も皆さん全員に配布されておりますので、これは資料を添付しておりませんので御確認をいただきたいと思います。

いずれにしても目前に迫る大事業であります。ところが今、その動きがございません。確かにコロナ禍の中でのことですので、それは理解をしております。ただ、ここ数年、この事業に関しましては、小石原川ダム負担金等の支払い等にとどまっております、肝腎の事業計画の概要や経営の推移を見通した試算等の提示もありません。これでは議論はもとより、市民の理解を得る対応さえ何もできないのが現実であります。

ここ数年、令和2年度から小石原川ダムの負担金等、これは県南水道に肩代わりしていただいている。それから令和2年から小石原川ダムの建設負担金、それから小石原川ダムの維持管理費ですか。それから筑後大堰の負担金。一応手続については、小石原川ダムはもうほぼ終わっている段階でもございます。ただ、今になって考えますと、今日、私が今から進めていく内容については、小石原川ダムに参画する以前に議論して判断すべきではなかったかというふうに思わざる

を得ません。

私が調べたものでは、水道計画を策定する以前に人口等の予測や地下水との関係による上水道への普及、見直しなどを踏まえた事業計画、その上で運営が可能な推計試算によって、その合意の下で進めるのが、どの自治体であれ当然の手續だと認識をいたしております。その反省を含め、市の取組現況と今後の対応について伺いますが、先ほど市民への意見交換なり、説明、理解を得るための、コロナ禍が鎮静化次第という答弁でもありましたけども、それは別にして、今、何をなすべきなのかというのを市長のほうから御答弁をいただきたい。

結局、私たちはもう。後で言いますけども、お配りした2枚目にある、この概要しか私たちの手元にはありません。この内容はどういうふうな事業の計画になってるのか、そして、将来を見据えた経営の推計、そういう等々については私たちはほとんど分かっておりません。そういうことを踏まえて、今、何をなすべきかという認識を答弁いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、水道事業というのは地方公営企業法によって独立採算制が求められております。したがって、どうしても早急に加入者がどのくらいになるか、ここが大きなメルクマールになると思います。

過去、ずっとアンケート結果をこの場でも御説明させていただいておりましたが、今、アンケート調査では10.9%しか、すぐさま加入されないというのが実態でございますので、ここを何とか50%までどう持っていくか、これが私どもの大きな目の前の課題であります。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） そういう現状を認識を私なりに課題を踏まえまして、コロナ禍の合間を縫って、県南水道企業団、久留米市、そしてうきは市と人口等の事業規模がほぼ類似している筑前町のほうに独自で調査に行っていました。その概要をちょっと皆さんにお聞きしただきたいというふうに思っております。

まず県南水道ですけども、現職時代の関係も相まっておりまして、先ほどもありました2枚目のA3の資料、県南水道企業団加入（水源：小石原川ダム）というのが上のほうに書かれておる資料であります。

これは平成22年、私が議員になって、当初に頂いた資料を、そのまま今もこれが私たちに開示されている資料の見やすい1つです。もうこの金額が、一応50年間の推計でありまして、トータルが283億円というふうになります。建設費が80億円、維持管理費が4.1億円で、これは年間ですから、これは50年間の推計という合計の数値になります。

そういうことの、これを基礎にして、これがどういうふうにして推計されたのかというのを県南水道のほうに行って、しっかりと学んできました。どうにか個人でも事業の推計がほぼできる

んじゃないかなというところまでは行っております。そこで、このことは後にしまして、参考となる近隣自治体の事情といいますか、情報をお聞きしておりますので、皆さんにお伝えをしたいと思えます。

まず、八女市ですけれども、平成5年に水道事業を開始いたしております。そして最近、設立から20年、今、もう令和3年ですから、20年間で黒字に経営が好転したということがしっかり言われましたので、ここを1つお伝えしておきたいというふうに思えます。それから、八女市の経営が好転した、20年間で好転した理由というのは、やはりうきはと違って地下水の水質、鉄、マンガン、ヒ素、そういうものがあそこも古来、有明海の平地のほうの関係でどうしても筑後南部というのはもうほとんどそういう、大牟田まで同じことで、これはもう上水道でなければ水は生活はできません。

それから八女市のほうはやはり水道料金、それから水道の接続費用等の補填に、かなり市のほうが補填をして、接続率、普及率を上げているということが述べられております。それから、事業が好転したということもあって、今度は黒木町のほうに水道を今、進めておるようでございます。ただ課題を聞きましたけれども、うきは市もそうです。福富の簡易水道、これは水道料金が約2,000円で使い放題という認識をしているんですが、間違うとったら瀧内室長、教えてください。それで、黒木町のほうも簡易水道の水道人口が3,612人、うきは市が富永が458人、鷹取が180人、これは水道人口ですね。そういうことになっておりますが、今、八女市の黒木町の関係で苦慮しているのが、簡易水道は料金が安いんですね。当然、上水道ができれば簡易水道を接続しなければなりません。この折り合いの協議の難しさというのが、もしうきは市が上水道を始めると当然そこに福富の問題が大きく出てきますので、簡単に解決する問題じゃないという認識が1つあります。

それから、八女市は大きな井戸の大量の水源を確保しておりましたけれども、今回、5万トン余の小石原川ダムの水源、県南がですね、全体で。それに振り替えて、地下水の井戸はもう使わないという話でございます。

それから、近隣で朝倉市では、旧朝倉町に水道事業が進められるという計画があるということをお聞きいたしております。

それから、県南水道は同じく小石原川ダムが今、試験湛水も終了だと思うんですけど、県南のほうはもう昨年3月に水利権手続を終えて、5万402トンの水利権を確保したということをお聞きいたしております。これが県南ですよ、大ざっぱですけど。

それから、久留米市を尋ねました。今、久留米市の水道事業というのは、独自の水利権が14万7,000トン、1日。そのうちの8万6,000トンしか使っていないということで、かなりの水余りがあるということは市長も御存じだと思います。その中の話で、うきは市が上水を買

ってくれば、工業団地まで来ている配管を利用して、これも1つのお互いウィン・ウインの関係じゃないかという話も確かにありました。

それから、ダイハツ、資生堂、工業団地に進出。もういよいよ資生堂も事業を開始する状況になってきておりますが、この2つの事業、地下水を予定しておったんですけども、資生堂がもう地下水の影響を考えて、併用するという話で確認をいたしております。ただ問題は、久留米市は一般住宅等への水道料金は確かに安くございます。ただ、大口企業等の料金が高いために今、各企業は個別に井戸を掘り出している。地下水に切り替えてやっているということが情報としてお聞きをいたしております。

それから、肝腎なのは、私どもと一緒に旧浮羽郡田主丸町、久留米市になりました。早速、田主丸の中心部に管の埋設、管網整備をしておりますが、結論としては、うきは市と同じ良質の地下水の生活が続いておまして、水道料金まで払ってこれを上水道に接続するというのがほとんどないという状況でございまして、久留米水道局は頭を痛めてるというお話がございました。しかし、田主丸町は久留米市でありますので上水機能を持っていますから、もう水質汚染、それから枯渇等が出れば、もうすぐさま接続することが可能な状態にあります。うきは市は上水基盤そのものがないという悩ましい現実であるということになります。

このような実情を直に確認してきましたけれども、平成27年のアンケート結果とともに、人口減少がより現実化する状況において、事業計画と経営財政を理解すればするほど、この大事業、本当に大丈夫なのかという思いがどうしても湧いてまいります。そういうことを踏まえて、今の情報を受けた上で、市長の率直な見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 何度も申し上げるようでございますが、現時点では地下水で事足りてる方が多いでございますが、でも、その10.9%の市民の皆さんの声を聞きますと、切実な声なんです。マンガン等で水質が汚濁されてるし、また井戸枯れで水が出ないという、そういう切実な声が10.9%に現れているということと、先ほどから答弁させていただいてますように、今後を考えますと、また浅井戸が多いので、井戸枯れの問題もあると同時に、一旦、何かのトラブルで水質が汚染されましたら、もう取り返しのつかないような、要するに上水道というのは命に関わる問題でありますので、そういうことを考えますと何としてでも上水道については市民の皆さんに御理解をいただいて進めていかななくてはいけない、こういう事業であるということとは間違いないと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと1つ、久留米市のところで漏れておりました。これも市長から配付された資料です。うきは・久留米水源涵養及び上水道推進協議会の研究会への移行

についてという資料を頂いております。この趣旨をちょっと教えていただけますか。全員協議会で配られた、工業団地まで来ている配管、管の利用についてなのか、事業を展開するのか、その研究会をやるうとしてるのかどうか。

これは協議会を研究会に移行するものと書いておりますが。これは市長から配られた。（発言する者あり）協力感謝金。あの1億円の。（発言する者あり）覚書の。（「はい」と呼ぶ者あり）そのことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。終わります。

次に、県南の水道のほうから、自治体規模がうきは市とも類似してる筑前町のほうに行かれたらどうですかという紹介を受けましたので、筑前町に行ってまいりました。快くお受けいただいて、いろんな話をお聞かせいただきました。もう概要ですけども、人口が3万人、うきは市は速報値で2万8,012人という数値が出ておりますけども、少し筑前のほうが多いようですけれども。それと水源は大山ダムから。そして、最大給水量が5,140トン、うきはが5,740トンですから少しは違いますけども、そして、筑前町も当初アンケートを取られたそうです。即加入が3%、地下水併用が28%、何かあったら23%、このまま地下水というのが30%という数字が紹介されております。

ただ、平成21年ですから、10年前に給水を開始してるんですよ。10年で最初7%の接続率だったのが、10年で約6割まで急増してるんですよ。これならもう間違いなくいけるんですけどね。比較的普及が進んだ理由として、地下水の水質、赤さび、マンガンということ。それから、地下水源が深層化。うきはもそうですけど、前は10メートルぐらいの手掘りの井戸でよかったのが30メートル、50メートルというふうになってきて、ここの筑前町はもう50メートル以上になってきているというのが加速の1つの原因のようです。市民の意識としては、福岡都市圏が旧甘木市と筑紫野市に挟まれて、もう都市的な意味合いという環境にあるということとということございまして。それから、中山間地、うちは中山間地は上水道から除外してますよね。ところが最初は筑前町も山間部はやめとったんだけど、先々考えて一緒に計画を含有したということでもあります。

これをいろいろお聞きしまして、うきはの場合は地下水に恵まれて、良質の恵みの水という表現まで使われて、私たちももう子供の頃から、古来からずっとこの生活をしてきて、豊富な地下水。夏は冷たくておいしい、冬は温かくておいしい。こういうこと等を筑前町と比較すると、なかなかうきはが市長が言う50%というのは、到底これはどうなのかなというのが率直な思いです。そういうことございまして。

時間の関係もありますので、それでちょっと先ほど申し上げました238億円試算の推計の概要をここに私なりにしてるんですけど。ちょっと表を頂きました。今、筑後地区の県南水道企業団の経営状況を、これは県のほうで集計したものが公表されているそうです。一番新しいのが筑

前町、いわゆる水の値段ですね、製造原価が350円です、1トン、1立方。そして、平均供給単価、水道料金を幾らで売ってるかという話なんですけど、約260円、1トンがですね。これを比べてみますと、もう早くから水道を始めた久留米市辺りというのは、製造原価が148円なんですよ、筑前の350円に対して。そして、供給単価が173円と非常に安いんです。この試算の方法は、もうこれを後でおあげすれば、もう皆さん分かっているとありますが、これをお持ちでないならば、また提供したいというふうに思っております。

そこで、実情が同じ筑前町を例に取ってみますと、どうしても経営ベースに乗せていって、市長が言う50%の普及率というものが確保できるなら、これはもう当然同じように経営は成り立つというふうに認識をします。水道料金ですけど、まだうきは市は水道料金は試算もしてないですよ。この供給単価を260円、1トンで考えると、1世帯が3.5人という仮説で平均値の人口関係を見まして、それで1日に3.5人で、1人が1日に210リットル使うという試算が出てます。これで一月に直すと1家庭で22トン使うということです。これを260円を22トンプラス消費税でいくと、私のお聞きした試算でいくと一月の水道料金が6,292円という数字が出てきます。果たしてこの金額を毎月市民が地下水との比較において払うかどうかという、田主丸の例がありますので、大変悩ましい現実だというふうに思っております。

もう一つ、なぜこれだけ数字が違うのかというと、早く始めたところはもう減価償却をどんどんしてしまって、ほとんど減価償却がない。そして、筑前町のほうはまだできたばかり、なおかつ今、報道でもされてますが、大都市の配管が老朽化して、これが報道でもあってますけども、新たに更新せないかんとなると、水道料金が倍増するという報道もあってました。久留米なり、大牟田なり、そういうところはそういう時期に来始めてるということが非常に大きな課題なんだというふうに言われておるところでございます。

いずれにしても、経営に関する試算は市長がおっしゃるとおり。まず県南水道に加入すれば、受水費を払わなければなりません。県南水道の条例で基本料金、これは水を使おうが使うまいが5,740トン掛け75%掛け61.91円、365日。毎年、全く水を使わなくても10.9%という数字もありますけど、約1億円はもう必ず県南水道に納めないかん。そうすると使用料金、それで使った料金、これも1トン8.58円、これも条例で決まってることですから協議のしようがありません。

いずれにしても、八女市が20年間で経営赤字から好転したと、筑後市も10年間で60%普及率が達したというような条件が整えば、もう何ら心配することなく計画どおり進めていいと思えます。問題は普及率ですよ。どれだけの人がつないでくれるのか、そこに収れんされます。

市の予測で、まずアンケートの結果が10.9%、気になるのがうきは市の推計人口です。10年後の2030年が2万4,349人、ルネッサンス人口推計でなってます。20年後の

2040年には2万935人と推計されております。これを推計しても、なかなか厳しい現実しか想定されません。

もう一つ申し上げますが、先ほど市長からありました、8月1日号です、皆さんも御覧になったと思いますが。うきは市は豊富で良質の安定した地下水ということで、28年度から3年間で地方創生推進交付金の事業をやっております。この恵の水の賦存量7.4億トンと推定というふうに、うきはの日々の暮らしは良質で豊富な地下水で賄っていますと広報には書かれております。こういう広報を読みながら、なおかつ田主丸の実情、旧、同じ浮羽郡の実情をやるのに、これでそのまま令和7年水道計画、10年に事業をスタートするということが果たしてどうなのかということ、しっかりやっぱり議論をしないとできないのかなというふうに思っております。

そこで結論を、時間がないので申し上げます。こういう地下水の状況にあって、私の思うところは、令和7年度とする計画の実行を、議会及び市民の理解を得るため、八女市の例には及ばずとも、将来は経営が成立する、現実的かつ説得力のある基礎要件を設定した財政計画の策定をお願いしたいと思います。

2点目、経営財政計画の策定に当たっては、人口減少ともに市民の高齢化を重視し、平成22年度策定の事業計画、先ほど言いました資料の283億円の基礎要件のうち、市内施設整備費用概算80億円を最小限、つまり将来に向けて主要な管網整備にとどめて、水質など上水道を必要とする集落等に限って枝管を布設し、消防水利弱体地域に消火栓を配備する、そんな計画に縮小して、もう1回シミュレーションをして策定をするべき現実にあるというふうに強く求めたいと思います。でないと、このまま283億円と普及率の想定をすると、とても水道事業が成り立つとは思えません。

以上を申し上げましたが、我々議員も来年4月で任期が切れます。この後4年後に向けてこれから水道事業が主要かつ重大な政策課題であることは必然でありまして、新たな議会においては上水道特別委員会を早期に立ち上げるなど、市執行部と議会において将来に禍根を残さぬ責任のある議論を展開し、その結論をもって市民への理解につなげる正念場となるでありましようというふうに思います。

最後に、このために重ねて申し上げますけども、限りにおいて市民の実情に応じつつ、かつ将来ともに経営の安定化に向けた事業計画及び財政計画を早期に策定し、議会一体となって明確な方向性を打ち出すよう重ねて市長の決意を求めて、この上水道についてはこのくらいにしておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま今後の見通しの財政計画であったり、人口動態を見据えた現実的な計画、さらにはやっぱり縮小もあり得るんじゃないかという御指摘をいただきました。

これは兼ねてから議会でも答弁させていただいてますように、昨年12月では櫛川議員の質問にもお答えしてるんですが、私としましては、令和7年頃には上水道の基本計画に入りたいと、このように考えております。この基本計画の中で議員指摘の話もしっかり踏まえて、現実的な計画に持っていきたいと、このように思っているのが1点と。

それから、283億1,000万円という膨大な予算を費やさなくてはならない案件でありますので、この事業の取組については議会との一体となった取組が求められますので、そのところについてはしっかり議員と意見交換をさせていただきながらこの事業については取組を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それでは、もう一つのテーマでございます。

消防水利の充足整備についてでございます。

1点目は、うきは市は久留米広域市町村圏域において極端に消防水利の充足率が低うございます。これは上水道（消火栓）の未整備に起因をいたしておりますが、消防組織法第8条費用負担及びうきは市消防施設事業分担金賦課徴収及び補助金交付に関する条例についての見解を伺います。

2点目は、うきは市が指定する消防水利の充足は、消防関係法令に抵触する恐れが否めず、市の責務と市民負担の是非を検証して、上記条例の改廃を図るとともに、水利弱体地域において計画的に防火水槽の設置を求めたいと思います。答弁願います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま消防用水利の充足整備について、大きく2点の質問をいただきました。

1点目が消防組織法第8条と、「うきは市消防施設事業分担金賦課徴収及び補助金交付に関する条例」についての御質問と、2点目の「うきは市消防施設事業分担金賦課徴収及び補助金交付に関する条例」の改廃と、水利弱体地域における計画的な防火水槽等の設置についての御指摘については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

うきは市の消防水利の充足率は、久留米広域市町村圏の中でも最も低く、他の市・町が70%以上に対して、うきは市は20%台となっております。原因といたしましては、上水道未整備のため消火栓が設置されていないことが主な要因となっております。

議員御指摘のとおり、消防組織法第8条では、「消防に関する費用は当該市町村が負担しなければならない」とされており、公共施設の新設や建て替えの際には消防水利として防火水槽の整備を行っているところであります。また、地域からの要望に対応するために「うきは市消防施設事業分担金賦課徴収及び補助金交付に関する条例」を設け、「分担金賦課の額及び補助金交付の

額は、当該事業の出来高査定額または購入価格とし、その2分の1以内とする」と定め、要望にお応えをしているところであります。

本議会の9月補正予算におきましても、当該条例に基づき、地域の防火水槽設置に係る消防施設事業費補助金を計上させていただいているところであります。今後も継続して地域からの要望に応えられる制度が必要であると考えております。

一方で、消防水利の不足につきましては、市としても取り組むべき喫緊の課題であると考えております。「消防水利の基準」では、「貯水量が40トン以上または毎分1トン以上の取水ができ、連続して40分以上の給水能力があること」となっています。上水道が未整備のうきは市においては、基準を満たすためには40トン以上の防火水槽の整備が必要となります。水利が脆弱な地域につきましては、関係する部署及び消防署と今後の方針について検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 末尾にうきは市条例と消防組織法第8条との関係についてという、これは平成の、実はもともと本件は、私が議員になったときにこれはもう疑問を正直持っておりまして、時々やり取りしたと思います。

上水道との関係もありましたが、ここにちょっと水ということでひっつけてするんですけど、今年2月19日というふうに調べました。私のもう身近なところで全焼火災が未明に、夜中に発生をしました。もう直近から邪魔にならないように一部始終を消防署、消防団の活動をずっと見ていました。水がないというのがもう歴然としました。ただ、建物が当該火災の対象物とは西隣に接しておりましたから延焼阻止は西側を止めるだけでよかったんですが、ただ、それも容易に止められると思ったら水がもう共倒れで完全になくなったですね。ただ、隣の延焼が阻止できたのは、壁が隣にちょうどカバーしとった関係で延焼が免れて助かったというふうに、隣の家はです。そういうことで、結果としてはテクノ月星という会社を開けてもらって、相当時間が空白になりましたけども、やっとあそこの水源から水を取って鎮圧、鎮火に至ったという状況でございました。

特に私たちの地域は、袋野用水、かんがいが主な河川ですね、農業用水ですけど。冬場はもうほとんど川、流してはいただいているんですけども、なかなか末端までその水が届かないところはもう消防水利はほぼないという状況であります。

市長からありましたとおりに、うきは市の消防水利の充足率、これは消防法第20条第1項に基づく消防庁の消防水利の基準という中でうたわれている消防施設整備計画3年に1回の中で出てくる、試算される数字なんですけど、もう23%ですから極端に少のうございます。だから、全体を見回っても、まだこれは消防水利は大丈夫かというところは確実にうきは市全体に見受け

られます。これは一度にどうこうということは当然できませんで、特に気づくときが、総務産業常任委員会で今回もありますけど、市道路線の認定で現場を見に行きます。そうすると宅地開発で、どうしても開発行為で3,000平米未満に抑えるというのは、当然誰しも考えることです。都市計画、緒方課長が今、取り組んでますけど、準都市の場合の開発行為の要綱というのは3,000未満はその要件になりませんもんですから、それを見て防火水槽を造ろうとするならやっぱり1,000万円近くかかるから、どこ行っても結果的にはミニ開発がそろったら消防水利は何もないという状況なんです。なら、消防組織法第8条というのは市町村の責任ということは明記されてますからね。

これは今度ですか、森本さんという総務省からお見えになった方に消防庁に見解をただしまして頂いた書類を載せてます。だから、現にこのうきは市の条例、これに基づいてやることについては、もう消防水利の基準は、家屋がある場合、半径140メートルの範囲内に1個は消火栓ないしまたは防火水槽を設置しなさいということに、厳密に言えばなるんですよ。ところが現にあるところをぜいたくにするならば、この条例は生かされますよと。ただ、うきは市の場合、この水利がこれだけ充足率が低いということは、この条例はかなり法に抵触するおそれがあるという結末がここにはっきり書かれておるところでもございます。

そういうことでございますので、この条例をちょっと探ってみたというよりも、前の認識は浮羽町、筑後川の28年の大水害の後の財政再建団体に被災自治体になったときにこの条例ができたんだらうという認識を前から持ってました。そして今、これ調べてみると、ほとんど被災地域はこの条例があったように聞いたんですけど、うきはが残ってるだけで、ほとんどこれはもう条例廃止されてます。（発言する者あり）ありますか。

そこで廃止すべきなのか、どっちみち今、これを、こういう法律を前提に市民に負担をかける、そして土地まで提供というのが、実際私たちが聞いてきたことなんですよ、土地のこと書いてませんが。そういうことでございますが、市長の見解を、今後どうするのか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員のほうから提出資料の最後の末尾にうきは市条例と消防組織法第8条の関係について、簡潔にまとめていただきました。

まさに我々もこういう解釈をしております。取り方1つによりますと、全ての消防水利は市でというふうな話も捉えられるんですが、しかし現実的に見ますと、今、御指摘があったように3,000平米以上の開発行為の在り方、あるいは議員がいつも提言されてます農林水産省の農村総合整備事業でやってる関係との矛盾も出てきます。要は私どもが市としてこの消防組織法の6条で市町村は当該市町村区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると。責任ある市町村が判断したものは、やっぱり市でやるべきであって、ほかにもそういう道が残ってるというこ

とはそのとおりではないかなと思ってます。

そういう中で、非常に充足率が低うございますので、そういう解釈で押し切ろうとはしておりませんで、先ほどから答弁させていただいてますように、水利が脆弱な地域についてはしっかり検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 付け加えておきますけど、消防庁の告示、消防の水利の基準で、もし先ほどの上水道が整備されて消火栓をつけたならば、それでクリアするというもんじゃなくて、基準にも、開発要綱にももうよそは織り込んでます。都市計画の指定されてるところは、消火栓が3個に対して防火水槽1個は偏らないように、消火栓はやはりいろんな災害で停電になって水が出ないということがありますから、その割合というものがありますから、その辺を見越して上水道整備を、もう先ほどこれならできるという話が出るなら、その辺を見比べて、私は予算書を見ると確かに農業農村で、どこでもそれを、うきは市でも何か所かつくっていただいております。

ただ、これ、計画をつくって、水利弱体地域の計画をつけて、せめて吉井、浮羽、1個ずつぐらいはやっぱり消防施設整備予算に計上するぐらいの何かないと、今までほとんどこれが予算に計上されたためしがありません。その辺をあえて今日は申し上げましたけど、今日は野鶴議員も、新年度予算の要求時期に入ってきましたから、もうこれも併せてぜひ前向きにやっていただかないと、これはもう生命、財産に関わることでありますから、ぜひお願いしたいと思いますが、先ほどは検討しますという少し前向きな感じを受けておりますが、最後に再確認をして終わりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何度もお答えしてますように、水利が脆弱な地域についてはしっかり検討させていただきたいと思ってます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 最後に、この条例の改廃、改正で収めるか、廃止するか。これも併せて御検討のお願いをしっかりといたしまして、このままの条例ではいけません。これは条例の内容を見れば、もう歴然としてますから。これを強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中野 義信君） これで、10番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。3時より再開します。

午後 2 時 45 分休憩

午後 3 時 00 分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

次に、4 番、竹永茂美議員の発言を許可します。4 番、竹永茂美議員。

○議員（4 番 竹永 茂美君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思いをします。

現在、新型コロナウイルス感染症が大変猛威を振るっております。先日、夜間接種に従事してある係の方と話す機会がありました。終わってすぐ帰れるんですかという質問に対して、いやいや、後片づけが大変です。特に注射針等、医療廃棄物の整理が大変なので 1 時間ぐらいかかりますということでした。大変頭が下がる思いがしております。

午前中、岩淵議員のほうから現況のウイルス感染の状況について少し説明がありました。私もある係の方に新型コロナウイルス感染症が始まって 1 年ぐらいたつので、何かまとめた資料あるんですかと言ったら、ありませんというような返事でしたので、私なりにまとめてまいりました。ちなみに、久留米市のほうは幾つかまとめてあるようです。まとめた資料はちょっと差し支えがありましたのでお配りしておりませんので、御覧ください。

この表になります。一番こちらが昨年 7 月に最初に感染が発令された月の人数を書いております。そして毎月ごとにいきまして、実は一番高い 8 月は毎日のように議会事務局からファクスがありまして、例えば 10 歳未満、男性、女性、職業、学生とか、云々かんぬんがありまして、もうずっと 10 歳未満とか、10 代が出てきたので大変心配しておりました。今も 9 月の分、書いてるんですけども、昨日までで 14 人、そのうち 3 人が 10 歳未満。8 月でも 5 人が 10 歳未満、7 月も 1 人が 10 歳未満ということで、上のほうが年齢の若い方になります。

8 月は 10 歳未満と 10 代、20 代を加えると約半数ということで、大変心配しております。また、9 月に入ってから 10 歳未満が 3 名、10 代が 2 名、感染者数 14 名のうちの 35.7% を占めています。このような危機的な状況で、先ほど言いました、市の職員の方、あるいは医療従事者の方等が頑張ってくださいいておりますので、大変感謝をしたいと思っております。

それでは 1 点目です。まず、安心・安全のまちづくりについて。

1 番、新型コロナウイルス感染症対策と支援策についてお伺いいたします。

8 月 25 日、2 学期が始まりました。扇島の信号機のところで交通指導の補助をしますと、子供たちが両手にいっぱい夏休みの宿題や給食袋、体操袋、水筒などを持って集まりました。マスクをしているので子供たちの表情はよく分からなかったんですけど、友達と会える、先生たちと

会える、遊べるという楽しさが体からあふれていました。午後、吉井学童保育所に行きますと、1部屋に36人の子供たちと五、六人の支援員の先生方がおられて、まさに満員で、密集密接の状態でした。ちょうど行ったときに保護者の方が帰られてあったんですが、支援員の先生に聞くと、保護者の中には学童保育が密なので感染症が心配なので連れ帰ってあるのだという説明でした。

次に、御幸学童保育所に行きますと、4月から2階と3階の2部屋になっていました。2階の1部屋を2つに分けた関係上、非常に空白というか、空間がありました。3階に行くともう一つの部屋があるということで、もっと空間がありました。ところが先日、この2つ以外の学童保育所の支援員の方から、学童保育所が密の状態、児童に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するのではないだろうか。1人でも感染者が出れば学童保育所は閉鎖しなければならない。どうかならないのかと心配の電話でありました。

そこで、今、質問しました1点については、そのような質問を行いたいと思います。

2番目につきましては、通告書にあります、吉井、御幸、江南学童保育所の新設。改築の協議の場についてお伺いします。

3点目は、子供を見守るうきは市通学路安全推進会議での通学路の点検方法及び危険箇所への対応策と交通安全策についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま安心・安全のまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策と支援策のうち、小・中学校以外の部分と、2点目の学童保育所新設・改築の協議の場に関する質問については、私のほうから答弁させていただきまして、1点目の小・中学校に関する部分と、3点目の通学路安全推進会議に関する答弁については、教育長のほうから答弁をさせます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の支援策についての御質問であります。市内保育所での感染症対策としましては、手洗いの励行と3密の回避、換気、使用施設、用具等の消毒を行っているところでございます。感染者が出た場合の対応としましては、それぞれにマニュアルを作成、配布しているところでありますが、それに基づき各施設から報告を受け、保健所の指導に従いまして行動調査などに協力していくようにしております。

生活の厳しい家庭等への支援につきましては、6月の一般質問でもお答えしたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している家庭への支援を行うため、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付を利用している方に一律5万円を助成する市独自の市民生活支援給付

金給付事業や、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から給付金を支給する、国の事業であります低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を、さらには生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を国の事業で支給しているところでもあります。

また、生活困窮者自立支援事業として、就労、その他の自立に関する相談などを行う「自立相談支援事業」や、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行う「家計相談事業」、さらには生活困窮家庭の子供への「学習支援事業」などを行っているところでもあります。これらの各種支援につきましては、ホームページのほか、自治協議会、区長、民生委員、福祉委員などを通じまして周知を図っているところでございます。

2点目の学童保育所新設・改築の協議の場についての御質問であります。学童保育所につきましては、昨年度の繰越分と今年度分の予算で3か所の施設整備を行っております。御幸学童保育所は、御幸コミュニティセンターの2階フロアへ移転するため、施設を改築し、吉井学童保育所は吉井小学校西側の市有地に建て替えを、江南学童保育所につきましても江南小学校西側の市有地に建て替えを行うところで準備を進めているところであります。

学童保育所施設整備に係る関係者との協議内容でございますが、設置場所につきましては福祉事務所が学校などの関係者と協議しながら、それぞれの場所を決定しております。施設面につきましては、御幸学童保育所については保護者説明会を行い、また運営者、支援員と打合せを行い、それぞれの要望を確認しております。その結果、要望に合ったインターホンや足洗い場の設置などを設計に反映しているところであります。吉井学童保育所につきましては、保護者、運営者、支援員へのアンケートを取ったほか、説明会を開催し、要望を取りまとめました。その結果、要望のあった駐車スペースの確保や防犯対策として強化ガラスの設置などを設計に反映しております。江南学童保育所につきましても、保護者、運営者、支援員へのアンケートを取ったほか、説明会を開催することとしております。また、それぞれの学童には新たに自動センサーの水道蛇口を設置するなど、新しい生活様式に沿うように設計をしているところであります。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の小・中学校における新型コロナウイルス対策と支援策についての御質問でございますが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が福岡県にも発令されている中、小・中学校においては第2学期が始まった8月25日から31日までは午前中授業とし、現在は規模等を踏まえた学校別の対応を行っております。

また、保護者の皆様には感染予防の徹底の意味も含めて、改めて各家庭での朝の健康観察をお願いする文書を送付したところであります。

学校内での感染症対策としましては、従来からの健康観察シートのチェック、手指消毒、マスクの着用、給食時の黙食等を徹底しており、緊急事態宣言下の現在では図書室の使用の分散や給食の2分割実施、下校時の時間をずらすなど、密を避ける工夫を行っており、中学校については9月12日までの部活動を中止としているところでございます。また、児童・生徒の下校後は職員による教室等の消毒を継続して行っております。

発症時の対応としては、原則として発熱等の症状がある場合は出校しないこととしており、学校内で体調が悪くなった場合も速やかに帰宅を促し、直ちに医療機関へ受診していただくようお願いをいたしております。

次に、支援策でございますが、少人数学級の導入につきましては、国は義務教育標準法の改正を行い、令和3年度においては第2学年までの定数を35人として、段階的に第6学年まで引下げ、令和7年度には全ての学年で35人学級が予定されております。うきは市においては、独自に第2学年までの定数を30人として実施しているところであり、それ以上の拡充は財政等において厳しい現状であると考えております。

3点目のうきは市通学路安全推進会議での通学路の点検方法及び危険箇所への対応策、交通安全対策についての御質問でございますが、小学校の通学路の点検方法については、各小学校において地域委員の皆様から危険箇所と思われる場所を出していただき、学校で取りまとめた上で教育委員会へ危険箇所として報告がされております。

今年度の合同点検は、7月と8月の2回に分けて、国・県・市の道路管理者とうきは警察署交通課、学校教育課、各小学校の校長や教頭が現場で危険箇所の状況確認を行ったところです。危険箇所の対応策としましては、通学路安全推進会議において交通安全プログラムの策定を行い、横断歩道や路側線の更新、警察の交通指導の徹底、グリーンベルトの設置、ガードレールの設置など、具体的な対応策を協議、検討しております。

また、対応策の実施には予算が伴うため、各機関において検討し、翌年度以降に予算を計上した上で実施することにしております。通学路安全推進会議は2年に一度開催しておりますので、実績としましては令和元年度の危険点検箇所は30件で、今年度8月までに実施した対策件数は20件、令和3年度の危険点検箇所は22件で、その対応は今年度以降の実施が予定されております。今後も児童の安全な通学路の確保のため、警察や道路管理者にできる限り早急な対応をお願いしながら情報を共有していきたいと考えています。

なお、交通指導員の皆様から子供の見守りに関する要望事項などにつきましては、6月議会において市長のほうから答弁させていただきましたとおり、特に伺っておりませんが、交通指導員の役員会や総会の折に、引き続き意見を伺ってまいります。

○議長（中野 義信君） 再質問、4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） まず1点目の新型コロナウイルス感染症対策について幾つか取り組んでいただいておりますが、やはり最後に言われた、学校の先生が残って消毒しているということですが、これは昨年度、学校消毒スタッフですか、それから支援員等が文科省から来たんですけど、本年はない。市独自に予算化する考えは、来年度予算の査定の時期に入っていくと思いますが、それがあるのかどうかお尋ねします。

それから2点目が、先ほど言いましたように、感染をした場合、文科省も複数人数が出たら学級閉鎖、複数学級が出たら学年閉鎖、複数学年だったら学校閉鎖などの基準を出していますが、それは教育委員会のほうに届いているという確認でよろしいのでしょうか。

それから3点目が、感染症を心配して休んだ場合は、これは欠席扱いになるのか、出席停止扱いになるのかお尋ねします。

それから4点目が、先ほどのグラフ見ましたように、大変心配しておりますが、もし学校休業となった場合、タブレットを使った授業をした場合、それは出席扱いになるのか、欠席扱いになるのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 4点ございました。

ガイドラインは、教育委員会に届いております。学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは臨時休校等に一定の基本線が示されておるところでございます。

従来からもそうございましたが、私どもは保健所の指導、あるいは支援、そういったものを大事にしながら、実際に学校で起きた場合には、保健所、保健課、学校教育課、私自身も参らせてもらっておりますけども、そういった中で対応を具体的に決めていくというところがございます。

それから、いろんな状況で出席停止になるのかということでございます。新型コロナウイルス感染症に関わりましては、これは文科省のほうも柔軟に取り扱いなさいと言っておりますので、何より子供のことを考えて、出席停止については柔軟に対応させていただいているところがございます。

それから、休校に伴うタブレットの学習が出席になるかという質問でございます。現在、うきは市は中学校3年生、小学校6年生のほうからタブレットの自宅への持ち帰り試行を始めさせていただいております。今週中に中3と小6が終わりますして、その後、順次、中2、中1、小5、小4と進めてまいりたいと思っております。

そうして、それをいろんな場面が想定されます。臨時休校で、仮に全ての子供たちがタブレット学習を受けるということになれば、これは当然出席だろうと。出席といいますか、あるいは出席停止として出席とするのか。その辺りのちょっと正確な通知が文部科学省のほうから来ており

ませんので、その辺りはきちんとまた県教委なり、文科省に相談しながら対応を決めたいと思いますが、先ほど申しましたとおり、子供たちに不利益にならないように判断をしてまいりたいと思っていますところでございます。

最初の点は学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

消毒スタッフは今年はいなくて、来年度の予算はどうなるのかという点でございますが、来年度につきましても今のところ国のほうからコロナの交付金等の通知は来ておりませんので、来年度はまだ決定はしておりませんが、このままの状態になると思っております。ただし、少しでも先生たちの負担を減らすため、また子供さんが感染の拡大が減るように、今度の9月議会でも蛇口等の改修をお願いすることとしております。それから、消毒する場所においても、昨年度はまだコロナについての情報が少なかったために全体を消毒していたということでございますけれども、共通に扱うところというのを重点的に消毒を行っているということでございますので、範囲的には少し少なくなっているんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは市長にお伺いいたします。

今、最後に学校教育課長が言われました消毒スタッフ、あるいは支援員については、もう国が予算化しないということですが、それに対して市独自に教員の負担軽減のために予算化を考えていただけるのかというのが1点と、2点目が、生活困窮者については、るる説明がありましたが、先日、大木町の、いわゆる9月議会で、18歳以下の人に1人一律1万2,000円のプレミアム付商品券を配布するという記事が載っていました。大木町のほうにお尋ねしましたら、郵送して使えるようにしたいということでした。

したがって、質問は、1点目は、そういう消毒スタッフ等の予算化を考えていただきたいと思うが、その辺はどう考えてあるのか。それから2点目は、大木町のように18歳以下、1人1万2,000円のプレミアム付商品券など支援策を考えてあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 学校での消毒スタッフの件については、今、学校教育課長が答弁したとおりであります。今後の国・県等の動向を見ながら、また検討させていただきたいと思っております。

2点目については、先ほど答弁させていただきましたように、かなり生活困窮されてる方に対していろんな支援をさせていただいておりますので、今のところ、追加的な支援策については考えはございません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 子供たちが学ぶ場をたくさん昨年から失われてる現実があると思います。うきは市の図書館も多分今、閉館中ということで、時間的に人数制限をしてでも開館していただければ大変助かるんですけども、そういう学びの場がないとするならば、ぜひ一律、子供たちに支給をしていく予算をつけていただきたいと思いますし、つけていかなければいけないのじゃないかなというふうに思っております。

それから学童保育所の件につきましては、御幸と吉井については保護者会で意見交換等をされたということで、その後、江南のほうもされるということですので、ぜひコロナ対策での予算ということですので、先ほど言われました自動センサーの水洗等、やはり最新の施設設備をお願いしたいんですが、今年の年度末ですか、うきは市の遊林愛児園の学童保育所も新築できたということで、見学というか、落成式に招かれたんですが、そういう先進地について、御幸、吉井、江南の学童保育所の保護者の代表、あるいは支援員、あるいは受託の方々と行かれる予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 先進地の視察ということでございますが、もう既にほぼ設計が固まっておりますので、これから先進地視察というのはコロナ感染症の拡大防止の観点もあり、ちょっと時期的に適切ではないのかなと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、設計がそれぞれ固まっているということでしたら、取りあえず先ほど回った段階では非常に吉井学童保育所が密な状態であったんですが、新しい吉井学童保育所の広さは今の広さよりも、人数的にも受入れが増えるわけですが、広くなるという理解でいいのでしょうか。もし広さが分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 現在の吉井学童の面積が85平米ほどでございます。整備後には120平米で、70名を受け入れる予定としております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今言われました70名、120平米は、その基準に十分見合っているということという理解でよろしいですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（浦 聖子君） 失礼しました。現在の児童1人当たりの面積が、吉井学童につきましては1.56でございます。1.65を目指しておりますが、整備後には1.70平米となるように、余裕を持った設計をしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今の広さは、いわゆる体感で言えば何も置いてない状態で、その中にいろんな棚とか、施設設備面が置かれますが、それを差し引いても十分な広さが確保できるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所に。

○福祉事務所に（浦 聖子君） 現在の施設も棚などがございますので、それを含めた面積ということで、整備後も十分面積があると考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 次の3番の通学路安全推進会議についてお尋ねいたします。

先日、先ほど教育長が言われましたけど、2年ぶりにうきは市通学路安全推進会議が開催されました。2年前も会議への傍聴を希望したんですが、担当課が推進員である皆さんに聞いたら、傍聴できないということで、驚愕の返事で、外でずっと待っていました。

今回も8月19日に朝から待っていたのですが、参加できたのは最初の僅か15分でした。終わったのは多分12時ぐらいだったと思います。大変がっかりといたしますか、そういう状況でした。この点について市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。また、中身を後から資料を頂いたんですが、お配りしてる分と少し、見ていただきながら、比較しながら質問していきたいと思っております。

まず、1枚目の表、吉井小学校が上からずっとあるんですが、推進会議で、黄色の部分はずっとあと、2枚目の表までありますが、今回の推進会議で一応対策ができたということで黄色で塗ってありましたので、その色を使わせていただきました。

ところが一番上の2019年①県道甘木吉井線、吉井町1116地先ということで、道路が狭く見通しも悪い、学校・PTAの見守り対策ということで、これはもう終わったということになっておりますが、これは福岡銀行から北のほうに向かって、突き当たって、吉井小学校方面に行くところなんです、大変交通量も多く、一部カラー舗装が剥けています。それを学校とPTAの

見守りで解決しましたと言われても、これ、ちょっとなかなか理解というか、納得がいきませんので、その点について、なぜそうなのかをお尋ねいたします。

それから、1枚目の写真が右側下に「学」という写真がついていると思いますが、小さな写真ですが、これは先日、8月末に通りましたら左側、矢印のところを見ていただくと分かりますが、見事に樹木が10本ほど切られてありました。この件につきましても、実は6月議会の前後から交通指導員なり地元の人からも、はみ出て非常に危険だから何とかならないのかということで市民生活課のほうに何回もお願いしていたんですが、何と8月末にすぱっと切られていました。大変見通しもよくなりまして、9月1日の交通指導時には14区の保護者の方も大変喜ばれていました。大変よかったですと思います。

ところが、そういう成果もあれば課題も残ってるということで、写真左側のこれは扇島信号機の南側ですが、ここもいろいろお願いしましたら、右端にありますように、2018年③ですが、地権者の善意で70センチ、国道から下げてくださいました。大変安全になったところです。

ところが、指導員から指摘を受けています。ちょうど中段の黒字ですが、2020年②東川前JR踏切、これは去年の交通指導員から、踏切の部分だけが狭くなって、北と南は広いので、これ、何とかならないんでしょうかということでしたけれども、残念ながらこれは吉井の推進会議の中には挙がっていません。

そこでお尋ねいたします。

うきは市の安全推進会議で出て、春、夏、秋とかされてるんですが、交通指導員のやはり意見を、先ほど何か総会で聞くということでありましたけど、せっかくされるなら、アンケートでも結構ですので、取れないのかなと思いますが、その点はいかがお考えか、まず1点お尋ねします。

2点目、その下に千年小学校の分があります。さらにびっくりしましたというと、資料を頂きましたら、このように千年小学校はみんな黄色で、要するに事業は完了したという形になっております。ところが、2年ぐらい前ですか、大津で交通事故があったときに有志の議員でずっと回ったときにたくさん危険箇所があったと思います。例えばJRに安全柵張りたいんですけどということだったんですけど、そこに書いてますように、2017②、地元の了解が取れず、まだそれは、先日回りましたが、できておりませんでした。それから、裏のほうに行きまして、黄色の上から2番目、2019年③、県道保木吉井橋線、これは多分若宮に行く部分の橋のところに歩道がないので、地元のほうから要望書が出て、予算がついたということで黄色になったんですけど、現状はそのままです。

私の質問は、なぜ今回、2017、あるいは2019年で出されていた、千年の場合は2017の①、②、④、⑤ですが、前回の会議の資料が削除されたのか、お尋ねします。

3点目は、福富小学校に関する部分です。その下に書いています。竹重・屋形線はカラー舗装

ができて大変よくなりました。しかし、産業団地内のブロックはあと4か所ぐらい壊れています。1か所は修理していただいたんですけど。

それともう一つは、1枚目の一番下に区長となっておりますので、続きは2枚目の一番上に行きます。産業団地南側に、以前、交通事故があったので信号機をつけてほしいという要望が出ておりました。私も警察のほうに行きましたら、なかなかいい返事をもらえずに、そのままになっております。

したがって、質問は、そういう区長たちから挙がっている要望事項は、なぜこの推進会議で挙がらないのか。また、前回の推進会議の危険箇所はもう全て解消したというふうに捉えていいのかお尋ねいたします。

今回はちょっと時間の関係で、吉井と千年と福富と江南で終わりますが、まだまだ頂いた資料を見ると浮羽町のこともありますが、この点については、浮羽町につきましてはまた12月にお伺いしようかなと思ってますので、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 4点いただいております。

まず、個別の分が全部一個一個答えておりますと、それぞれの案件でございますので、まず1つ目の福銀から北に向かって入っていくところが消えかかっているという点でございます。それは狭いというのは分かっておりますし、前の協議会の中でも出てる案件でございますけども、あの辺りは伝建地区にもなっております、あそこにグリーンベルトをすることができるかというのがまだ協議ができていないところもあり、また両側、民家でございますので、幅員を大きくするというのがなかなか難しいところでございます。

それから、先日の会議のときの資料として私どもが作っておりましたのが、今年の令和3年度の分、それから令和元年度の分だけを表にして載せておりましたので、削除された理由はなぜかということですが、削除したのではなくて、引き続きしてる案件もございますので、表記の仕方が悪かったとは思っております。また来年、会議を開くときには全体をきれいに整理しまして、そして表示をしながら、各関係機関が行った実績というのを表記していきたいと思っております。

それから、区長からの要望に関しては、市民協働推進課のほうからお答えいただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 私のほうからは、2点ほどお答えをさせていただきたいと

思います。

まず交通指導員からの意見についてなんですけれども、意見は総会並びに役員会等でお伺いしてまいりたいと思っておりますけれども、そのやり方についてはちょっとまた今後、よりよいやり方がないか検討はさせていただきたいと思います。

もう1点、区長からの意見がということなんですけども、区長様からは市民協働推進課のほうに要望が提出されます。そちらにつきましては、決裁後、うきは警察署のほうに提出するようになっております。判断といたしましては警察署のほうの所管になっておりますので、警察署のほうから直接、区長のほうに報告が行くという形になっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、課長は来年と言われましたので、本当に毎年していただくと大変助かるので、ぜひ来年していただきたいと思います。

あともう一つ、区長のほうはさほどでもないかもしれませんが、指導員のほうはやはり毎年替わられますので、今年も立ってて、毎回のように立ってある、1日とか20日とか関係なく立ってある方もあれば、仕事の関係でそういう方ありますので、そのときそのときやっぱりアンケートなり集約をしていただかないと、極端な言い方するなら1年間、あるいは半年間、あるいは夏の交通安全週間終わりました、お疲れさまでしたで、何か要望ありませんかみたいなことをしていただきたいんですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 交通指導員からの要望につきましては、少し検討させていただいて、御意見を聴取していくやり方についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

子供たちからすれば、八街市の交通事故も今年ありましたし、先ほど言いました2年前には大津市でもありましたので、やっぱりそのとき、本当に申し訳ないんですけど、機会に重点的に回らないと、やはり日頃は忙しいということで後回しになると思いますので、この点についてはぜひお願ひしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま議員から様々な個別案件について詳細に御指摘をいただいております。また、しっかり担当から話を聞いて、適切に対処をしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは十分な検討をお願いして、質問の2番目に行きたいと思

います。

若者が住みやすいまちづくりということで、(1)市PTA連合会等から出されていた保護者負担軽減について、その後についてお伺いいたします。

(2)は、2021年度4月から8月の超過勤務の実態と、うきは市特定事業主行動計画というものが市長のほうから何回も言われていましたので、どんなもんだろうと思って調べましたら、資料の2枚目の裏の分が出てまいりました。その中に女性活躍がメインではありましたが、女性が活躍するためには家庭での男女の役割等々のこともありましたし、超過勤務の縮減ということも書いてありましたので、それから、うきは市教育委員会、うきは市議会議長ともありましたので、その点について、うきは市教育委員会はどのように取り組まれているかお尋ねいたします。

3点目が、2学期が始まりました。大変心配するのが、夏休み明けの不登校等です。本年度、小・中学校別の不登校の人数、いじめの件数についてお伺いいたします。決して不登校が悪いというわけではありません。しかし、いじめのほうは絶対の悪ですので、その点についての実態をお尋ねいたします。

○議長(中野 義信君) 麻生教育長。

○教育長(麻生 秀喜君) 1点目の市PTA連合会等から出された保護者負担軽減策についての御質問でございますが、保護者の方が学校に対して納入している給食費、学級費等については、それぞれの使用目的に対して受益者負担の観点から保護者に負担をいただいているところでございます。

現在、うきは市では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」を設け、要保護・準要保護世帯を対象とした支援を行っており、現時点ではこれを拡充する考えはございません。

2点目の超過勤務実態と本年度の縮減策についての御質問でございますが、小・中学校の本年度4月、5月における45時間を超えた超過勤務者は、6月議会で説明しておりますので、今回は6月から7月における45時間を超えた超過勤務者について御説明をさせていただきます。8月につきましては、現在、集計中ですので御了承いただきたいと思います。

6月の45時間を超えた超過勤務者は、小学校139名中90名、中学校59名中41名、7月は小学校139名中44名、中学校59名中29名となっております。

議員御指摘の「うきは市特定事業主行動計画」は、県費負担の教職員は対象としておりませんが、縮減策としましては県教育委員会が「教職員の働き方改革の取組指針」として掲げた目標として、令和6年度までに時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とするとなっております。

また、緊急的な課題として月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組むとされておりまして、市の教育委員会としてもその目標を踏まえ、まずは月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組んでいるところでございます。

具体的には、令和3年4月1日より、「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」を改正しまして、学校開閉庁時刻の明文化により、教職員の意識改革を促し、また中学校については、土日等の学校休業日や長期休業中の部活動については「4時間以内」から「3時間程度」と、1時間の短縮を実施いたしております。

今後も超過勤務解消に向けた取組を続けていきたいと考えているところでございます。

3点目の小・中別不登校といじめの実態と、その対応についての御質問でございますが、文部科学省の調査では、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義をされております。30日というのは連続ではなくて、断続でも30日でございます。

令和3年度7月31日現在の不登校児童・生徒数は、小学校6名、中学校27名となっております。そのうち中学校につきましては、7名が不登校状態から解消されております。この不登校児童・生徒については、毎月各学校から児童・生徒の様子を教育委員会に報告するようにし、教育委員会としても確実に把握をしておるところでございます。具体的な対策としましては、中学校では毎週火曜日に教育相談部会を開催し、スクールカウンセラー、キーノート、福祉事務所、社会福祉協議会、教育委員会等の各機関と情報共有しまして、具体的な支援について共有をしております。そこでの方針を基に家庭訪問等を実施しているところでございます。

小学校では、各学校で定期的に不登校兆候の児童も含めて、児童の登校状態、家庭での様子等を共通理解し、具体的な支援を協議しております。その方針を基に、中学校同様、家庭訪問等を実施し、各児童の支援に当たっております。また、各学校が不登校児童・生徒の対応について専門家に相談できるように年3回、うきは市子育てネットワークを開催しておるところでございます。

次に、いじめについてですが、いじめとは児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、インターネットを通じて行われるものも含んでおります。当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されております。すなわち子供が自分はいじめを受けたと感じた場合には、これはいじめであるということでございます。

令和3年度7月31日現在のいじめ認知件数は、小学校3件、中学校2件となっております。この5件については、被害者、加害者の保護者に連絡するとともに、各児童・生徒を指導いたして

おります。現在、その後の様子を注意して見守っているところでございます。いじめについての対策としましては、具体的には未然防止のために各学校で命の教育、道徳科の学習の充実を図っております。

また、うきは市児童会・生徒会合同会議を行っておりますが、この中でいじめをなくす取組として各学校でのよさ探しなどを実施しているところでございます。さらには、早期発見できるよう各学校で毎月1回のアンケート、定期的な教育相談を実施したり、相談ポストを設置したりしております。さらに各学校で月1回、校内いじめ問題対策委員会を実施するとともに、いじめ対応の研修会等も実施しておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2回目の質問に行きます。

1点目は、前回、質問しておりましたのは、教科書代や図書代、保健室の薬品代、プール更衣室修理代を出すのは問題があるのじゃないか。それから、E小学校の研究奨励費3万円やF小学校の児童活動援助費13万円の用途があるのは不明ではないかということをお尋ねしていました。その件について、端的にお願いしたいと思います。

2点目の超勤につきましては、6月が大変多かったということですので、やはり縮減策としてどのようなことを6月減らすように考えたかお尋ねいたします。

なお、関連しまして、うきは市小・中学校管理規則の改定の中で、第29条の3、校長は前2項の時間外在校時間の上限を超えないよう、当該学校の教職員の業務量を管理しなければならないというところで、小・中学校もはるかにオーバーしてるわけですが、これは校長は業務量を適切に管理していないという理解でよろしいのでしょうか。

以上2点をお尋ねいたします。

それから3点目、大事なことを忘れておりました。いじめとか不登校の問題を聞いたわけなんです、特に子供たちが夏休み明けという状況もありまして、24時間相談する場所ほうきは市にあるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 6月議会における議員のお尋ねかと思えます。

このPTA会費の支出等に御意見があったことにつきましては、7月の定例校長会において報告をさせていただいております。PTAというのは、6月議会でも申し上げましたが、基本的には総会の予算決算等の決議を経て行われているものでございますが、今後のPTA会費の支出については各学校において検討するように説明をさせていただいております。

6月の超勤が多いということですが、今、私ども教育委員会は学校訪問をさせていただいてお

ります。その学校訪問の中で必ず学校のほうから働き方改革についてどういう取組をしているかということの説明を求めています。まさしく議員御指摘のように、校長の責任というのは大変重たいと思っておりますので、具体的には今、各学校、業務の中でどういう無駄があるのか、あるいはそれをどうすれば解消するのか、またICT化が進んでおりますので、それを利用した、いわゆるペーパーレスの会議とか、そういう様々な取組をしていただいているところでございます。

それから、いじめ、不登校については、マスコミ等もやはり夏休み明けというのは非常に問われております。その点につきましては、校長会のほうでも周知をさせていただいております。

24時間相談できるのは、県関係のほうから子供たちに相談カードが配られておりますので、その中における対応ということが可能でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 超過勤務につきましては、学校における働き方改革に関する緊急対策等についてということで、以前、議会で質問いたしました。基本的に学校以外が行うべき業務、登下校に関する業務、放課後、夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導されたときの対応、3番が学校徴収金の徴収管理、4番が地域ボランティアとの連絡調整です。したがって、3番の学校徴収金の徴収管理ということで、いわゆるPTA会費も入るのかどうか分かりませんが、給食費や学級費について、これは市が徴収を行う考えはお持ちなんですか。市長にお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） この問題については、以前から御指摘もいただいているんですけども、現時点ではそういう考えは持ち合わせておりません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは文科省が緊急提言等出しているわけですので、各自治体で考えていただかなければいけないと思います。幾つかの自治体ではもう給食費を、いわゆる市役所のほう等が徴収するような形になっておりますので、これについては市長の答弁は今までずっと大変だとか、時間がかかりますと言われておりますので、ここに出ている14校もの中の、特に学校外ということで4項目の1つですので、検討をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の公会計にしたかどうかという話は十二分に承知をしているところであります。また、この問題については、以前からずっと検討させていただいてるんですが、また新たに御指摘もありましたので、担当のほうにもちょっと確認をさせていただきたいと、こ

のように思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは緊急対策ですので、ぜひ緊急にお願いしたいと思います。

では、時間が残り少なくなりましたので、3点目についていきます。

法律や条例が遵守されるまちづくりということで、先日、タイムカードの問題についていろいろ質問いたしました。懲罰委員会のほうに出された資料と議論された項目について教えてくださいということでしたけども回答がありませんでしたので、出された資料と論議された項目についてお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、通告によりますと、法律や条例が遵守されるまちづくりについて、タイムカード破棄問題における懲罰委員会に関する御質問でありました。

うきは市におきましては、「うきは市職員の懲戒処分の基準」を設けており、その第2条で、「職員の処分に当たっては懲罰委員会を設置し、検討するものとする」とし、また、「うきは市職員の訓告等取扱規程」におきましては、懲罰処分までには至らない非違行為につきましての訓告等の取扱いについて定めているところでございます。

タイムカード破棄問題に係る懲罰委員会につきましては、うきは市教育委員会からの審査の申出があり、実施したものであります。慎重な審議を行った結果につきまして、「懲戒審査報告書」として令和3年3月22日に教育委員会宛てに発出しており、その後、教育委員会において処分が決定されたものと承知をしております。

なお、懲罰委員会で行われた議事や、それに関連する資料等の公開につきましては、懲戒処分の量定に係る適正な判断に支障を生じさせ、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められるため、非公開としております。今回の懲罰委員会につきましても、このような観点からこの場での御説明は差し控えさせていただきます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 前回の議会で市長のほうから、結果として行政文書であるタイムカードを破棄するというのは、あってはならない話でありますので、私としても教育長のほうに、そういうことが今後ないよう口頭でしっかり注意をしたところでございますというところで、3月4日という期日で懲罰委員会を開いたということでしたが、懲罰委員会の開催日は3月4日でよろしいんですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。（「私が代わって答弁します」と呼ぶ者あ

り)

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私が日付を間違えて報告をしておりました。正しい日付については、竹永議員に先日御報告をしたとおりでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） したがいまして、そのような間違いがありますので、詳しい個人名とかは必要ありませんけど、質問にありますように、出された資料や審査された項目は出されないと、もしこれを情報公開請求しなかったら、この3月4日の間違いはそのまま、3月4日のまま永久に議事録に残っていくし、そういう状況になります。したがいまして、やはり公開すべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 間違いが多々あるのは人間ですから仕方ありませんが、チェックする場を設けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） これで、4番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日9月7日は、午前9時から議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時03分散会
